

令和7年色麻町議会定例会3月会議会議録（第4号）

令和7年3月7日（金曜日）午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	佐藤忍君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

12番 白井幸吉君 1番 工藤昭憲君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長補佐	相澤秀真君
子育て支援課長	今野健君
教育長	千葉律之君
教育総務課長兼学校給食	今野和則君

センター所長
生涯学習課長兼公民館長 山 田 誠 一 君
兼農村環境改善センター
所長
農業委員会事務局長 山 崎 長 寿 君
代表監査委員 早 坂 仁 一 君

職務のため議場に参加した者の職指名

議会事務局長 遠 藤 洋 君
書 記 大 泉 信 也 君

議事日程 第4号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第17号 色麻町立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について
- 日程第3 議案第18号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 議案第19号 令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第20号 令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第21号 令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第22号 令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第23号 令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第24号 令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第25号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第26号 色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第27号 色麻町職員の給与に関する条例及び色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第28号 色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第29号 色麻町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第30号 色麻町農村環境改善センター使用条例の一部改正について

		て
日程第16	議案第31号	色麻町コミュニティセンター条例の一部改正について
日程第17	議案第32号	色麻町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第33号	色麻町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第34号	色麻町青少年体力増強施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第35号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第21	議案第36号	色麻町道路線の変更について
日程第22	議案第37号	色麻町道路線の認定について
日程第23	議案第47号	令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2請負変更契約の締結について
日程第24	議案第48号	令和6年度色麻町一般会計補正予算（第10号）
日程第25	議案第38号	令和7年度色麻町一般会計予算
日程第26	議案第39号	令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第27	議案第40号	令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第28	議案第41号	令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第29	議案第42号	令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第30	議案第43号	令和7年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第31	議案第44号	令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第32	議案第45号	令和7年度色麻町下水道事業会計予算
日程第33	議案第46号	令和7年度色麻町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第17号 色麻町立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について
日程第3	議案第18号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第9号）
日程第4	議案第19号 令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第20号 令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第6	議案第21号 令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第22号 令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第8	議案第23号 令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算

(第3号)

日程第9	議案第24号	令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算(第4号)
日程第10	議案第25号	令和6年度色麻町水道事業会計補正予算(第6号)
日程第11	議案第26号	色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第27号	色麻町職員の給与に関する条例及び色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第28号	色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14	議案第29号	色麻町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正について
日程第15	議案第30号	色麻町農村環境改善センター使用条例の一部改正について
日程第16	議案第31号	色麻町コミュニティセンター条例の一部改正について
日程第17	議案第32号	色麻町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第33号	色麻町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第34号	色麻町青少年体力増強施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第35号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第21	議案第36号	色麻町道路線の変更について
日程第22	議案第37号	色麻町道路線の認定について
日程第23	議案第47号	令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2請負変更契約の締結について
日程第24	議案第48号	令和6年度色麻町一般会計補正予算(第10号)

午前10時00分 開会

○議長(天野秀実君) 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日

と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、工藤昭憲議員から、昨日の報告第1号の質疑に際し不適切な行為をしたので謝罪したい旨の申出がありましたので、発言を許可いたします。起立しての発言を求めます。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 昨日、報告1号について質疑をした折、議員として、品位、品格を損ねるような行為をしてしまいました。そのことについて議場にいる皆さんに対し非常に不愉快な思いをさせてしまいましたことについておわびを申し上げます。さらに、町長にも不愉快な思いをさせてしまったことを重ねておわびをいたします。

○議長（天野秀実君） 以上で、昨日の報告第1号の質疑についての工藤昭憲議員の発言を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、12番白井幸吉議員、1番工藤昭憲議員の両議員を指名いたします。

日程第2 議案第17号 色麻町立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について

○議長（天野秀実君） 日程第2、議案第17号色麻町立幼稚園園保育料等徴収条例の廃止についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） 議案第17号色麻町立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年3月31日の色麻幼稚園閉園に伴い関係規定を既に廃止したところですが、色麻幼稚園の保育料については、一時預かり保育料の3月利用分が4月の納期限となることや、また、それ以降の納入となる状況も想定し、根拠となる本徴収条例は令和6年度においても運用してきたところでございます。本年度において一時預かり保育料が全て納付となったことに伴い、また、既に色麻幼稚園が閉園となっており、今後新たに各種幼稚園保育料が発生することもないことから、本徴収条例を本年度末で廃止とするものでございます。附則では、条例の施行期日を公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議を賜りたくお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第9号）

○議長（天野秀実君） 日程第3、議案第18号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第18号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,496万5,000円を減額し、予算総額を52億1,321万7,000円といたしました。今回の補正は、予算執行に基づく予算整理のための減額と、国庫支出金や県支出金などの交付額確定等に伴う補正が主なものでございます。

そこで、補正の主なもののみ御説明をさせていただきます。

まず、歳入から申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

第1款町税は、法人町民税が現年課税分で1,300万円の増、町たばこ税が486万4,000円の増、入湯税が308万5,000円の増、合計で2,094万9,000円の増額としております。

第7款地方消費税交付金は、交付額の確定により一般財源分676万6,000円の増、社会保障財源分877万1,000円の増、合計で1,553万7,000円の増額となっております。

第11款地方交付税は、特別交付税で5,156万8,000円の増、震災復興特別交付金は420万5,000円の減、合計で4,736万3,000円の増額となりました。

16ページに移りまして、第15款国庫支出金は、第1項国庫負担金で児童手当負担金326万5,000円の減、2項国庫補助金は1目民生費国庫補助金で地域生活支援事業費等補助金102万4,000円の減、子ども・子育て支援交付金352万円の増、2目土木費国庫補助

金は木造住宅耐震診断等助成事業補助金114万2,000円の減、17ページに移りまして、道路メンテナンス事業補助金754万6,000円の減、5目総務費国庫補助金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,864万1,000円の減、社会保障税番号制度システム整備費補助金117万7,000円の増、7目農林水産業費国庫補助金は放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金420万5,000円の減など、15款国庫支出金合計で3,401万円の減額となっております。

18ページに移りまして、6款県支出金は、2項県補助金2目民生費県補助金で子ども・子育て支援交付金352万円の増、5目農林水産業費県補助金は環境保全型農業直接支払交付金129万3,000円の減、農地利用効率化等支援交付金300万円の減など、16款県支出金合計で556万9,000円の減額となっております。

第18款寄附金は、指定寄附金といたしまして愛宕山公園アメニティ推進協議会様から農業伝習館管理事業指定寄附金として3万円の御寄附を頂戴いたしました。また、ふるさと納税寄附金は令和6年11月から令和7年1月分として369件、814万3,000円の増、企業版ふるさと納税100万円の減と、合計で717万3,000円の増額となっております。御寄附を賜りました皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。

20ページに移りまして、第19款繰入金は、財政調整基金繰入金1億9,190万円の減、長寿社会対策基金繰入金314万6,000円の減、合計で1億9,504万6,000円の減額となっております。このことにより財政調整基金繰入金の本年度の予算上の繰入額を2億5,200万円といたしました。

第21款諸収入は、4項雑入で総務課分として県後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費114万4,000円の増、企画財政課分として新市町村振興宝くじ市町村交付金238万8,000円の増、市町村振興宝くじ市町村交付金174万8,000円の増、町民生活課分として高齢者の保健事業と介護予防の一体的事務事業委託金868万9,000円の減、令和5年度県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算による返還金として117万1,000円の増、21ページに移りまして、学校給食保護者等納付金123万4,000円の減など、合計で388万9,000円の減額となっております。

第22款町債は、合計で1,730万円の減額で、4目土木費は橋梁整備事業債460万円の減、3目民生費は認定こども園整備事業債1,250万円の減、4目商工債は平沢交流センター施設整備事業債20万円の減額となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出の補正は、人件費及び各事業の実績に基づく予算整理による減額が主なものとなりますが、説明は人件費以外の増減の大きいものについて申し上げます。

22ページを御覧ください。

第1款議会費は、タブレット関係賃借料146万1,000円の減。

第2款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費で、23ページに移りまして、職員健康診査等委託料124万2,000円の減、24ページに移りまして、6目財産管理費で光熱水費124万9,000円の減、下高城集会所建設設計業務委託料112万円の減、吉田集会所建築工

事費1,317万円の減額となっております。7目企画費は旧情報通信施設基地局撤去工事費680万円の減、25ページに移りまして、9目諸費はふるさとまちづくり基金積立金814万4,000円の増、10目地域活性化対策費は移住支援金100万円の減などとなっております。2款総務費は合計で3,639万円の減額となっております。

29ページに移りまして、第3款民生費は、1項社会福祉費1目社会福祉総務費で加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金2,653万7,000円の増、2目老人福祉費は高齢者等タクシー利用助成事業補助金351万円の減、30ページに移りまして、老人福祉施設入所措置費201万8,000円の減、介護保険特別会計繰出金380万5,000円の減、31ページに移りまして、9目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金で1,355万円の減、定額減税補足給付金337万円の減、2目児童福祉費1目児童福祉総務費で要支援児保育事業補助金172万円の減、32ページに移りまして、2目児童措置費で児童手当201万5,000円の減、5目乳幼児医療対策費は乳幼児医療費扶助費177万円の減、33ページに移りまして、8目認定こども園整備事業費で色麻幼稚園跡地駐車場整備工事費515万4,000円の減などとなっております。3款民生費は合計で1,891万1,000円の減額となっております。

第4款衛生費は、1項保健衛生費2目予防費で、34ページに移りまして、妊婦健康診査委託料149万円の減、予防接種委託料1,466万7,000円の減、出産子育て応援給付金100万円の減、35ページに移りまして、7目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の精算に伴う返還金149万5,000円の増などとなっております。4款衛生費は合計で2,128万6,000円の減額となっております。

36ページに移りまして、第6款農林水産業費は、1項農業費3目農業振興費で農地利用効率化等支援交付金300万円の減、4目畜産業費は一時保管牧草農地還元業務委託料840万9,000円の減、37ページに移りまして、町肉用牛素牛導入助成事業120万円の減、6目生産調整対策費で大豆振興対策事業補助金530万円の減、エゴマ栽培推進事業補助金398万4,000円の増、環境保全型農業直接支払交付金172万4,000円の減などとなっております。6款農林水産業費は合計で2,524万3,000円の減額となっております。

39ページに移りまして、第7款商工費は、3目平沢交流センター管理費で3号源泉ポンプ交換工事費180万5,000円の減などとなっております。

40ページに移りまして、第8款土木費は、2項道路橋梁費3目橋梁維持費で鷹巣橋修繕工事費1,033万円の減、三字路橋修繕工事費203万円の減、5目王城寺原演習場関連公共施設整備事業費は大原5号線舗装補修設計業務委託料961万5,000円の減、学校1号線舗装工事費126万円の増、広域1号線舗装工事費1,219万6,000円の減、4項住宅費2目木造住宅耐震調査費は木造住宅耐震改修工事助成補助金220万円の減などとなっております。8款土木費は合計で3,803万6,000円の減額となっております。

41ページに移りまして、第9款消防費は、1項消防費1目非常備消防費で団員基本報酬155万5,000円の減額となっております。

42ページに移りまして、第10款教育費は、2項義務教育学校費1目学校管理費で光熱水費278万3,000円の減、43ページに移りまして、2目教育振興費は就学援助費166万

6,000円の減、44ページに移りまして、5項保健体育費3目屋外運動場管理費はフェンス改修工事費310万3,000円の減、45ページに移りまして、5目学校給食センター管理費は光熱水費242万6,000円の減、就学援助費154万5,000円の減などとなっております。10款教育費は合計で1,664万8,000円の減額としております。

第13款諸支出金1項基金費は、予算額に変更はございませんが、財源の変更を行ってります。

第14款予備費は、11万円を減額し、歳入歳出の予算の調整を行いました。

次に、10ページにお戻り願います。

第2表繰越明許費ですが、第2款総務費1項総務管理費において公用車購入事業239万6,000円、第8款土木費第2項道路橋梁費において橋梁維持補修時業2,264万円、以上2か件総額2,503万6,000円の事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、11ページに移りまして、第3表債務負担行為補正ですが、障害者相談支援事業の委託、期間が令和6年度から7年度、限度額179万1,000円を追加するものでございます。また、以前債務負担行為補正の御可決をいただきました地域福祉計画策定支援業務の委託でございますが、契約期間の変更に伴い、当該委託業務の債務負担行為を廃止するものでございます。

最後に12ページ、第4表地方債補正ですが、本年度借入額が確定した橋梁整備事業債ほか2か件について、それぞれの限度額を補正後の欄に記載した金額のとおり減額するものでございます。

以上、令和6年度色麻町一般会計補正予算（第9号）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては款項を追っての質疑の際にお答えをいたします。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案内容の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） 今回の補正、補正後、52億1,321万7,000円なんですが、これは仮決算のような形で、これから事業年度内の確定決算を行うわけですが、現状を踏まえて令和6年度の歳入歳出の差額、それから、次年度に繰り越すべき財源として実質収支額はどのくらい見込んでいるのか、説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えをいたします。

現段階での決算見込みでございますけれども、今知り得る情報を集約しまして令和6年度の決算見込みを立てておりますが、見込みにつきましては52億1,344万7,000円ということで、今回、補正を入れました部分からそう大きく動かないものではないかということで決算の見込みを立てております。

また、あとですね、本決算を行いましてその実質収支という部分でございますが、大

変申し訳ございませんが、この実質収支につきましてはまだ想定ができていないということでございまして、このまま雪が降らなくてですね、除雪費用、こういったものが、かかり増しがしないということであれば、そういった部分のかかるべき費用が抑えられたということで、実質収支、要は不用額と言われるものが増えるということになると思いますが、この辺の見込みにつきましては、現段階では、正直、立っていないといったところでございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 見込みをなぜ聞いたかと言いますと、令和7年度の予算で前期繰越金という形で4,000万円計上しているわけですね。ということは、ある程度、令和6年度の見込みを推計して、はじき出して、ここに令和7年度、リンクしてるわけですね、当然。前年度繰越しですから。それで私、聞いたんですが、それであれば、繰越金が4,000万円であれば、倍にして2分の1を積み立てなければならないことを前提にすれば、8,000万強の金額が見込みとしてなければ4,000万円計上、令和7年度ですよ、これも難しいんじゃないかなということで聞いたわけなんです、その辺もう少し、細部にわたって説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えをいたします。

令和7年度で4,000万円の前年度繰越金ということで、想定といたしましては、例年どおり1億円前後の実質収支は出るのかなと。そのうちの2分の1を基金に積んでという見込みではおりますが、現在、ちょっと確定していない部分がございますね、特別交付税。特別交付税の12月交付分までは、今回、補正の中に入れておりますけれども、3月に最終的にですね、交付される金額、こちらがまだ、数字が届いておりません。この部分もございますね、非常に大きな金額になるものと私どもは期待をしているところでございますけれども、その金額の大小によりまして当然実質収支の金額も大きく変わってきますし、3月の議会に間に合う時期までですね、県からの数値が示されれば、当然、補正予算を組むということになりますけれども、前年度と同様にですね、議会の時期が間に合わなくてですね、専決処分ということにもなるおそれもありますので、その辺を見極めないと、何とも、今の段階では実質収支がどれくらいかというのは見込みはできませんけれども、おおよその見込みとしては1億円ぐらいは積み増しができて、そのうちの半分以上は基金に積んでということで、繰越金も出せるのではないかとということで今のところは考えております。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 公会計ですから、企業会計みたいな形にはならないと思うんですが、特別交付金12月と3月云々、もろもろの数字はあると思うんですが、やはりその辺はもう少し精査してですね、現に予算で4,000万円を計上していれば、先ほど言いましたけれども、最低倍の8,000万円以上は生じることを前提に予算を組んでいるわけです。やはりその辺はね、もう少し精査してやるべきではないか。現に地方交付税、予算ずれ

あって大変苦慮してるのは分かるんですが。

今、説明ですと、この4,000万円の倍の8,000万円以上、課長の説明ですと1億円くらいは実質収支として計上できるということで理解すればよろしいのか、再度説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 今、想定できる内容で計算をしますと、それぐらいは積み増しができるということで、小川議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに総括質疑はございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書15ページ、歳入から入ります。

15ページ。

1 款町税 1 項町民税。（「なし」の声あり）

4 項町たばこ税。（「なし」の声あり）

5 項入湯税。（「なし」の声あり）

3 款利子割交付金 1 項利子割交付金。（「なし」の声あり）

7 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金。（「なし」の声あり）

11 款地方交付税 1 項地方交付税。（「なし」の声あり）

16 ページに入ります。

13 款分担金及び負担金 1 項負担金。（「なし」の声あり）

14 款使用料及び手数料 1 項使用料。（「なし」の声あり）

15 款国庫支出金 1 項国庫負担金。相原和洋議員。

○5 番（相原和洋君） 簡単にちょっとお尋ねしたいと。

ここの2節児童手当負担金、今年度については326万5,000円の減額になっております。まず、簡単に減額の理由についてをお尋ねしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

児童手当につきましては、9月の補正で増額補正という形でしておりました。児童手当制度、今年度、抜本的改革のことで制度改正なりまして、令和6年の10月分からですね、支給額が増大をしております。12月の給付分からですね、増えております。

そういったところで、見込みのほうを立てておりましたけれども、そういった中で実質804人ということで見込んでおりましたけれども、見込みよりも少ない740人ということでの支給になっております。延べ人数的には8,189人見込んでおりましたけれども、実質7,943人という形になります。今回、高校生年代も増えておりますので、そういっ

た方には増額して支給をしております。さらに、大学生年代からというのが、支給はありませんけれども、今回、大学生年代については児童の数、子供の数ですね、大学生年代から数えていくということで、第1子、第2子、第3子というふうに数えていって金額が変わっていくということもありましたので、大学生年代については監護が必要かどうか。まるっきり独立していればカウントしないってというような判定もありますので、そういった中で保護者さんの家族の申請等々での該当しない場合もございましたので、大学生年代については全て該当するのではないかとということで予算のほうを組みさせていただいておりました。そういった中で支給人数、減りましたので、そういった中で減額というふうになってございます。その減額、支給額減額しましたので、今回、国の交付金に合わせまして計算しますとこのような形での減額というふうになったというところでございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今の答弁聞きますと、10月に国の改正によって増額を見込んでる部分が、年代別的な部分、ここの部分の条件のハードルをちょっと見間違ってしまったのかなという気がするんですよね。世帯の中における大学世代における考え方、あと高校生なり18歳以下の部分等々を本町としてどのように見込んで担当課としたのかなあというのをちょっと感じておりますので、財政の厳しい中、減額になったことがいいということ、取ればいいのかどうかと思うんですけれども、その点を今後もう少し精査できるような、対応できるようにしていただきたいと思うんですが、そのあたり、今後の対策についてどうなのか。

○議長（天野秀実君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

大学生年代から数えてっていうところで、独立しているか、扶養義務になっているかというところの判断というのは非常に難しいところもございますけれども、そういったところも踏まえましてしっかり想定をしながら予算のほうは組んでいきたいなというふうには思います。（「はい、了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） はい。ほかに1項国庫負担金ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に2項国庫補助金。6番河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 5目の物価高騰関係の交付金が1,864万1,000円の減額となっておりますが、結構大きな減額なんですけど、その理由をお聞きします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 減額の主な理由ということでございますが、内容的にはですね、メニューとして2つに分かれております。

まず、1つでございますが、充当事業といたしまして給付金定額減税の部分でございますけれども、この中でも事業が2つに分かれておりまして、まず、保健福祉課で担当しております電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援給付金、この部分で合計で1,450

万1,000円、事業費として落ちております。その内訳でございますが、まず送料としまして7万1,000円、システム改修費として88万円、それから、実際の給付金として1,355万円、この部分が事業費として落ちているということでございます。

2点目でございます。定額減税の補足給付金、こちらは税務会計課分の事業になりますけれども、こちらの内訳がですね、送料37万円、それから実際の給付金337万円、合計で374万円が減額になっているというところでございます。

それから、もう一つのメニュー、推奨メニューということで項目がございまして、こちらはですね、新生児定額給付金、子供が生まれたときに給付する部分でございますけれども、こちらですね、40万円の減額ということになっておりまして、当初25人で見込んでおったというところなんですけれども、この部分の人数の精査をいたしまして40万円の減額ということで、合わせて1,864万1,000円、事業費が落ちた部分がですね、交付金としても減ってくるということでの減額でございます。（「了解しました」の声あり）

○議長（天野秀実君） 2項国庫補助金、ほかにございますか。（「なし」の声あり）

3項委託金。（「なし」の声あり）

16款県支出金1項県負担金。（「なし」の声あり）

18ページに入ります。

2項県補助金。（「なし」の声あり）

3項委託金。（「なし」の声あり）

17款財産収入1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

18款寄附金1項寄附金。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 立って質疑する練習をしますので。駄目なときは座らせていただきます。

また、今回、100万円、当初から比べると減額してますよね。あ、企業版ふるさと納税について質疑をします。当初予算より100万円減額してるわけですがけれども、減額になったまづ理由は何か。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

減額の理由でございますが、今現在、実績といたしまして60万円の寄附がございます。残り、年度内ということもございますので、140万円、今、ということになりますけれども、そのうち100万円を減額をさせていただいたということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 要するに、思ったより集まんなかったということなんだよね、結果としてね。いや、やはりね、積算、甘かったのではないかなという感じがしたもんですから、その積算根拠は何だったのか。まずお願いします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

一般的な寄附金ということになりますと、いわゆる寄附の採納があつてから改めて歳入予算のほうで補正を計上するということになるかと思いますが、企業版ふるさと納税の場合はですね、金融機関、あるいはその仲介事業者が関わって寄附をしていただくと、そのようなこととございます。もちろん、企業がですね、自主的に寄附をしますという形であればいいんですけども。

例えば、金融機関、あるいは仲介事業者が関わりますと、その利用料、あるいはその手数料といったような形で、寄附をいただいた段階で利用料、手数料が発生してまいります。そうしますと、歳出予算のほうにですね、例えば金融機関の手数料、あるいは仲介事業者に対する利用料を支払う場合に、一定程度目安となる寄附金額を歳入側でですね、計上させていただいて、金融機関に対する11%の手数料、あるいは仲介事業者に対する22%の手数料ということで予算編成上、寄附金額として予算、令和6年度ですと200万円という形で予算を計上させていただいて、それに付随する11%、22%という形で歳出予算に計上させていただいたということとございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 金融機関、また仲介事業者へ支払う手数料等も絡んでのいろいろそういう絡んでというような減額したんだという話ですけども。されば、予算を組むという、当初予算を組んだときには当然、事業あつての計画して予算を組むわけですけども、この100万円減額したことによつての事業への影響というのはないものかどうか。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

今回の100万円の減額に合わせまして関係する歳出のほうでの手数料、あるいは利用料の減額をさせていただいております。

今回、100万円を減額したことによつて何か企業に対する、寄附に対する影響があるかということとございますけれども、あえて今回の減額がですね、影響があるという認識はいたしてございません。

ただ、議員おっしゃるとおりですね、いずれにせよ、200万円といったような形で令和6年度では予算計上させていただいておりますので、もっと企業に対するですね、啓発の方法、新年度ではその辺も十分検討してやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） ほかに給付金についてございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

20ページ。

19款繰入金2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

21款諸収入4項雑入。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 雑入の中で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、委託金がありますよね。これ868万9,000円減額になってるんですけども、当初予算では

962万円。そうすると、実質的に使用した金額っていうのは47万3,000円しか使用してないわけですけども、この868万9,000円、減額にした理由は何か、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

一体化事業につきましては人件費ということで、当初、保健師、あと管理栄養士、各1名分の金額を見ておりました。その後ですね、人事異動なり、あと退職なりで管理栄養士、保健師とも1名体制になったということで、1名体制になったことによって、本来であれば限度額までいただけるということでございしましたが、兼務になってしまいますので、時間単価に直して従事した時間に対して金額を上げて補助金として請求するというので、47万3,000何がしという金額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 今、減額した理由を言ったと思います。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 要するに、保健師とか管理栄養士の人件費分という、その主な金額だという説明ですけども。その中で、そうすると結局、時間給に換算した部分で支出した部分が47万3,000円というふうに理解したわけですけども。

ただ、事業は、一体実施事業というもののそれについての事業に対する影響というのはなかったんですか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

この事業につきましては、一体的事業と、あと、そのほかの保健事業なり福祉事業について、一緒にやっても構わないと。その代わり、一体的事業に関する部分については、時間給で時間で請求してくださいっていうことでしたので、影響等についてはさほどなかったかと感じております。

以上です。

○議長（天野秀実君） ほかに雑入、ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、21ページに入ります。

22款町債1項町債。（「なし」の声あり）

22ページ、歳出に入ります。

1款議会費1項議会費。（「なし」の声あり）

2款総務費1項総務管理費。河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 24ページのほうに行きまして、7目の企画費のほうで、旧情報通信関係のほうで撤去工事費が680万円ほど減額なっております。当初予算で902万円予算計上されておりましたが、大部分が減額ということなんですが、その理由と撤去した場所をお聞きします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えをいたします。

撤去費用の減額の内容でございますけれども、まず、場所でございます。場所につき

ましては、積水ハウスの工場敷地内に大きな鉄塔のタイプのものがございまして、こちらが1基。それから、コンクリート柱と言われる電力さんなんかで使っているコンクリートでできた大きなコンクリート柱というものがございますけれども、こちらを2本、撤去しようということで、当初は902万円ということで予算計上させていただきました。

このときの撤去方法の積算、見積りを業者さんからいただいたんですけども、そのときは、一番安価なやり方として鉄塔の周りに足場を組んで、上から撤去をしていくということで、非常に時間もですね、人手も日数もかかるということでございましたが、それが一番安価なやり方だということで当初予算の積算の基礎といたしました。

その後ですね、ちょっといろいろな業者さんとお話をさせていただいたときに、このようなやり方もありますよという御提案をいただきまして、実際にそれが本当に可能かどうかということで積算、見積りをいただきました。その工法といたしましては、大型クレーン車を使いましてつりまして、下の部分を切断して倒して地上に横倒しにした状態で小さく刻んでいくというやり方も可能ですということで、そのやり方が実際にできるのかということでほかの業者さんにも聞きましたら可能だということで、そういったやり取りがありまして、今回、大きな減額に至ったということでございます。

それから、コンクリート柱につきましては、通常、立てる場合もそうですけれども、電力さんとかN T Tさんで使ってるようなものでございますので、それは通常どおり機械を使いまして抜いていただいたということで、このような関係でですね、大幅な減額になったということでございます。

○議長（天野秀実君） ほかに総務管理費、22ページから26ページまでありますが、大丈夫ですか。（「なし」の声あり）

それでは、次に、27ページ。

2項徴税費。（「なし」の声あり）

3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

4項選挙費。（「なし」の声あり）

28ページに入ります。

5項統計調査費。（「なし」の声あり）

6項監査委員費。（「なし」の声あり）

3款民生費1項社会福祉費。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） 次のページ、31ページで9目電力・ガス関係、この補正の税源内容総額1,820万1,000円。これは、17ページの15款2項の5目総務国庫補助金1,864万1,000円。その差額は32ページの3款2項母子福祉費40万円に減とすれば、トータルは合うという理解でよろしいかどうか。

○議長（天野秀実君） 17ページのところと31ページとあと、最後、何ページでした。最後。

○8番（小川一男君） 要するにですね、差額が40万、それから・・・

○議長（天野秀実君） これはどなたになりますか。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えいたします。

小川一男議員お見込みのとおりですね、先ほど、私、説明いたしました歳入の減額部分、その内訳ということでございまして、40万円の差額が出るということですが、議員お見込みのとおりですね、32ページの3目母子福祉費の国庫支出金のところでマイナス40万円ということで、こちらがですね、事業費の縮小に伴いまして国からの交付金、支出金につきましても減額になったということで、ここで数字は全て合致するということでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 財源の内訳であればその辺の対応は明確に。ただ、一括で今回の場合はやらなくて40万円の差額、ただ、制度的な趣旨から言って、福祉のほうに行ったということを実前に説明すれば筋的には問題ないと思われそうですが、それでよろしいですか。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 申し訳ございませんでした。ちょっとその部分のですね、一言、付け加えればもう少し理解がしやすかったかと思います。今後はですね、その辺、気をつけていきたいと思っております。小川議員、お見込みのとおりでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに民生費の1項社会福祉費。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 同じく9目12節の委託料、18節か、ごめん。こちらの給付金について若干お尋ねをしておきたいと思っております。

ここに電力・ガス・食品等の物価高騰重点支援給付金、当初の部分から1,355万円減額ということ、今回提示されております。定額減税によるものという部分では御承知はしてるつもりですが、当初の見込みからかなりの乖離があるのではないかなど。その見込みの置き方、設定の置き方、どうだったのか。また、この中に18歳以下のお子さんを抱えてる低額所得者の世帯数もあると思う。そういった部分を加味すると内訳はどうなったのか。その点を含め御回答いただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（相澤秀真君） お答えを申し上げます。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金につきましては、定額減税とは別な10万円、あるいは5万円の給付に係るものでございます。こちらにつきましては、6月2号補正で御可決いただいたところでございました。

2号補正時の積算につきましては、今回ですね、交付金の内容といたしましては新たな非課税世帯、新たな均等割世帯ということで、令和5年度の非課税世帯の給付金を給付されている方は対象外になりまして、令和5年度が課税になって令和6年度に非課税になった方のみが対象になる給付金でございました。そちらにつきましては、システム改修の時期がこの補正には間に合わなくてですね、ただ、住民税の賦課はおおよそ確

定しているということで情報をもらいながら、ちょっとアナログで一人一人確認していたところですが、今回は新たな非課税、新たな均等割ということで、さらに言うと、定額減税という制度も今年度ございました。定額減税により均等割のみ課税世帯になる方も多くいらっしゃったことから、ちょっと定額減税によって均等割世帯になった方は対象外になってしまうので、その辺の抽出がですね、なかなか見込み違いなところがございました。

要求から申し上げますと、2号補正時の新たな非課税世帯10万円につきましては、110世帯、1,100万円。新たな均等割世帯10万円、90世帯、900万円。子供加算、子供1人当たり5万円、60人分、300万円。合計2,300万円です。当時、2号補正で見込んでおりましたが、システム改修を行いまして正確な人数を割り出した結果ですね、実績といたしましては、新たな非課税世帯10万円が42世帯、新たな均等割世帯10万円が42世帯、子供加算5万円、21人分で105万円、合計1,355万円です。こちらの給付金については国の制度で11月末をもって締め切ってることから、確定額、残額を全額下ろしたところがございます。

当初の見込みといたしまして、システム改修がまだの時点での見込みだったということで差額が生じたということが回答になります。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 新たな定額、非課税世帯等の内容で、今回システム改修が遅れたというお話がございます。システム改修なるものがどのタイミングでやればよかったのかはちょっと私も分かりかねるんですけども、こういう乖離が出てくると、予算上において相違が生まれるのではないかなど。そういった形をしない形、なおかつ、財源が厳しい中の内容でございますので、その点、どのように担当課として今後こういった部分、出てきた際の対処も含め、していくのか。今回の事案も含めて考えがあるのであればお答えいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） システム改修ですね、これも交付金の対象になるということで、システム改修も交付金も含めて補正をしているという状況です。ですから、どうしてもシステム改修、補正終わってからでないで、システム改修、発注できないということになりますので、専決処分の事項の中に、そういう場合のシステム改修費は専決していいよみたいなことでもしてもらえれば、こういうことにはならないということになるんですね。どうしても補正する段階で、システム改修と給付金と両方一緒に補正します。その段階では、国からの交付金、給付金ですので、もう一般財源全くないということですので、足んなくなんないよう補正しているというのが現実でございます。で、どうしても足りなくなると給付できなくなったりしますので、多めに取ると。ましてや今回のように定額減税があったり複雑な状況の中で、限りなく財政状況が厳しいから云々っていう、推計をしろって言われても、なかなかこれは難しいだろうということで、その辺を御理解ちょっと賜ればなというふうに思うんですけども。

以前から、コロナ交付金のあたりからですね、このシステム改修っていうの、必ずついて回ってた。で、どうしても、先にそいつやっておくともっと早く給付できたりっていうことがあると。ただ、現状では、専決処分できないというつらい部分もあって。その辺ですね、もしお認めいただけるのであれば、専決処分の事項に1項目加えていただきますと、すごくこう、町民の方にも早く給付できたり、今、御指摘されたような乖離がもっとちっちゃくなったりっていうのも可能なんではないかなということで、ぜひ御検討いただければと思います。（「はい、了解」の声あり）

- 議長（天野秀実君） 次に、1項社会福祉費、ございますか。（「なし」の声あり）
それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 再開

- 議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

31ページだね。失礼しました。

3款民生費2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

次に、33ページ、4款衛生費1項保健衛生費。36ページまであります。山田康雄議員。

- 11番（山田康雄君） 保健衛生費、予防費で、34ページの予防接種委託料でマイナスの1,466万7,000円という、この数字はどのように理解すればいいですか。

- 議長（天野秀実君） 保健福祉課長補佐。

- 保健福祉課長補佐（相澤秀真君） お答えを申し上げます。

予防接種委託料につきましては、各種予防接種ありますけども、おおよそ当初予算どおり、当初予算に近い形で推移してございます。

今回、減額の理由といたしましては、一番大きな理由につきましては、9月補正、4号補正だったと思うんですが、新型コロナウイルスワクチンの定期接種が始まるということで額がこの時期に確定したことから、9月補正で1,140万円の増額補正をしております。そちらのときの積算根拠につきましては、毎年65歳以上のインフルエンザの接種者につきましては大体おおよそ1,200人くらいということで、今回コロナの定期接種につきましてはインフルとの同時接種も可能であるということから、インフルエンザの接種1,200名と同程度と見込んで補正予算を計上しておりました。

ただですね、実績といたしましては、12月末現在でコロナワクチンの接種者は250名と、インフル見込みよりは大幅少なくなりましたところがございます。インフルエンザにつきましては、大体見込みどおりの1,000何人出ているんですが、コロナにつきましては250人。残りですね、今のが12月末現在なんですが、1月・2月・3月であと30名分見込んで、280人を見込んでの減額となっております。ごめんなさい。単価が

ですね、コロナワクチンの単価が1万3,000円掛ける1,200人で、コロナワクチンだけで言うと1,560万円の予算を見込んでおりました、支出見込額が1万3,000円掛ける280人で364万円。差額が1,196万円でございます。1,466万7,000円のうち、おおよその理由がこちらでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今の説明ですと、コロナワクチンの見込額を当初で増額してましたけども、要するに、コロナワクチンを受ける人が少なかったという形でこのようになったと。実際、私も受けてなかったから、どうかなと、今、答弁聞きながら感じましたけども。この、あまりにも数字が大きいもんですから、1,466万7,000円ね。予防接種ということだったもんですから、大体はコロナワクチンが65歳以上の方々が受けてもらえなかったという形で理解すればよろしいんですか。答弁をお聞きします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（相澤秀真君） 議員おっしゃるとおりでございます。（「了解します」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに保健衛生費ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に36ページ。

6款農林水産業費1項農業費。白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 4目のですね、畜産業費の中のですね、委託料、一時保管牧草農地還元業務委託料。

これは、以前からの説明で6年度でこの事業については完了するという事をお聞きしておりました。もちろん7年度当初予算にもありませんので、完了と理解しているわけですが、このためにですね、担当の皆様方、執行部の皆様方が大変、これは大変御苦労だったと思います。今回、当初1,579万4,000円の予算、今回、840万9,000円を減額しての補正ですが、その内容についてお聞きしたいと思います。

あとまた、6目のですね、生産調整対策費、大豆振興対策費で530万円減額しております。これは、全部減額してると。当初予算から見ましてですね、全額減額してるということではありますが、この内容についてまずお聞きいたします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

最初の1点目のですね、一時保管牧草農地還元業務委託料でございますが、議員おっしゃるとおり、当初、事業費1,579万4,000円をですね、計上しておりましたが、当初でロール数133個、重量で30.46トンのすき込みを見込んでおりましたが、実績で119個、重量で27.617トンとなりました。当初、石礫除去のですね、作業も見込んでおったんですが、実際の作業の中で石礫除去が発生しなかったということで840万9,000円を減額補正するものでございます。

あと、2点目の大豆振興対策事業補助金でございますが、この事業ですね、おおむね

1ヘクタール以上の団地を形成して10アール当たり200キロ以上の収量を得たときにですね、10アール当たり1万円を交付するという事業ですが、今年度、対象者の方がいなかったということで全額減額した次第でございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 畜産業費のですね、委託料については、石礫の除去の部分があったのということですね。あと、ロール数とかトン数もですね、減ったということでの減額ということで、これは理解いたしました。

大豆振興対策費でございますが、これですね、今、説明あったとおり、1反歩200キロで1万円でしたね、たしか。ですよ。はい。1ヘクタールの団地においてのですね、1反歩200キロでの1万円という事業ですが、やっぱりこれですね、どうもね、ハードル高いと、私、前から言ってるんですけどもね。なかなか、これ、厳しいと思います。今、農業新聞なんかでそらしリーズと言って、多収のですね、アメリカ産の大豆と日本産の大豆のをもって、多収のですね、多収穫の大豆が出てきてるということでありましてですね。ただ、宮城県まではですね、なかなかね、来るまで時間かかるんじゃないのかなと思います。

で、以前、180キロで5,000円っていうのあったんですけども、なかなかこれもですね、大変なことは大変なんですけど、やっぱり目標として、これ、ぜひね、復活させてもらいたいと私、思ってるんですよ。やっぱり農業者にとってですね、やっぱり目標となるものが200キロではなかなかハードル高い。何とか180でも、180に向かって頑張りましょうという意気込みがね、そこには出てくる思うんですけどね。200キロはなかなか厳しい。これも一度ですね、考えてもらいたい。

当初予算審査のときね、町長、ここにいないわけですから、ここでぜひね、ちょっと町長にね、その辺をですね、もう一度復活してもらいたいということで、町長の回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今言った、収量関係の目標については、ちょっと、今は即答しかねますけれども、ちょっと、それは検討はしてみたいと思います。即答は、ちょっと、今、何キロというわけにはいきません。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） ぜひですね、この件については、農業者のですね、所得向上も含めてですね、やる気を起こすことも含めてですね、予算が絵に描いた餅にならないようですね、お願いしたいということ、お願いではまずいんだな。もう一度、お願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 回答も同じですけども、検討はしたいと思います。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに農業費、ございませんか。高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 4目畜産業費の18節で町肉用牛素牛導入助成事業で120万円減
されてますけれども、これは申請者数が少なかったので減ったということでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

肉用牛素牛導入助成事業でございます。高森議員おっしゃるとおりですね、導入の頭
数が当初、繁殖で40頭を見込んでおったんですが、導入見込みで20頭、肥育素牛につ
きましても45頭を見込んでおったんですが、39頭の導入見込みになるということで、120
万円の減額と至った次第でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） いろいろと御苦労されて事業を周知されていますけれども、今
後、やっぱり、もっと力を入れていくような形の何かお考えのことはありますか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

今年度につきましては、先ほど申し上げた導入見込みの頭数になってございまして、
新年度、乳用牛も拡大していくということで当初予算のほうに予算のほうを計上させて
いただいておりますので、繁殖、肥育、乳用牛といった形で畜産経営の農家の皆さんの
ですね、畜産経営の安定に寄与したいというふうに考えてございます。

○議長（天野秀実君） ほかに農業費ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

38ページ。

2項林業費。（「なし」の声あり）

39ページ。

7款商工費1項商工費。（「なし」の声あり）

8款土木費1項土木管理費。（「なし」の声あり）

2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

40ページに入ります。

3項河川費。（「なし」の声あり）

4項住宅費。（「なし」の声あり）

41ページ。

9款消防費1項消防費。（「なし」の声あり）

10款教育費1項教育総務費。（「なし」の声あり）

42ページ。

2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

43ページ。

4項社会教育費。（「なし」の声あり）

44ページ。

5項保健体育費。（「なし」の声あり）

45ページ。

13款諸支出金1項基金費。（「なし」の声あり）

14款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、10ページに戻りまして、第2表繰越明許費。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、11ページ。

第3表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、12ページ。

第4表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）

○議長（天野秀実君） 日程第4、議案第19号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） 議案第19号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から28万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,319万4,000円と定めるものになります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

議案書51ページをお開きください。

まず、歳入ですが、第1款1項1目利子及び配当金におきまして2,000円を補正し、

補正後の予算額を8,000円とするものです。

次に、第2款1項1目教育費寄附金におきまして19万9,000円を補正し、補正後の予算を20万円とするものです。この御寄附は、除伝八地区の千原 正様から20万円を頂戴いたしました。御寄附いただきました資金は、奨学事業運営に有効に活用させていただきたいと思っております。ここに改めまして御寄附を賜りました千原 正様に感謝を申し上げます。

第3款1項1目繰入金では224万円を減額し、本年度は基金からの繰入れがなくとも会計運営が可能となる見込みです。

次に、第4款2項1目返還金では、175万4,000円の増額。こちらは、返還年数がまだ残っている方が繰上償還したことなどにより返還金が予算よりも多く返還されたための増額補正となります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

議案書は52ページとなります。

第1款1項1目積立金におきまして97万5,000円を増額補正し、予算額を171万円とするものです。

第2款第1項1目貸与事業費においては、当初予算では継続、新規、合わせて23人で1,272万円を見込んでおりましたが、貸付決定者が21人で1,146万円の貸与額となり、当初見込みより2人減となり、今回126万円を減額するものです。

以上、簡単ではありますが、令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）の提案理由の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書51ページ。

歳入から入ります。

1 款財産収入 1 項財産運用収入。（「なし」の声あり）

2 款寄附金 1 項寄附金。（「なし」の声あり）

3 款繰入金 1 項基金繰入金。（「なし」の声あり）

4 款諸収入 2 項返還金。山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今、課長の説明ですと、奨学金基金に返還金が175万4,000円ですが、これは何人が返還されたのか、詳しく説明をお願いします。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

こちらにつきましてはですね、お一人の方が、まだ年数が残っていたんですが全額返還されたという方がお一人とですね、それから、もうお二方はですね、毎月払いしている方だったんですが、ある一定年数をですね、まとめて返還された方がいらっしゃるという内容でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今の説明ですと、毎月支払いの方が、1回で償還された方が、何かちょっとよく分からなかったんですけど、6人の中で何か3人が、毎月返還の方が1回で支払いの方がいたと。トータルで175万4,000円だったということだけ分かりますけども、その内容をちょっと詳しく、ちょっと理解し難いんですが。すいません。よろしくをお願いします。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） 説明不足で大変申し訳ございませんでした。

返還ですが、月払い、それから、年2回払い、年1回払いと、この3ケースございますが、お一人の方はですね、月払いされていた方だったんですが、あと数年残っていたんですがまとめてですね、全額返還されたという方がお一人いらっしゃいました。あと、もう二人の方はですね、毎月払いで返還予定されていた方だったんですが、大学であれば、大学の方ですと返還額がですね、年間で24万円となるわけなんです、その分ですね、数年まとめてですね、その方、償還されましたので、その分で合わせて3人の方が繰り上げて償還されているという状況でございます、このような内容でございます。

（「はい、了解しました」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに返還金、ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

52ページ、歳出に入ります。

1 款積立金 1 項積立金。（「なし」の声あり）

2 款貸与事業費 1 項貸与事業費。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 簡単にお尋ねをしたいと思います。

先ほどの説明を受けますと、ここで貸与金、2名、想定より2名減ったんだと。そのことによって126万円の減額という今回の補正予算を組み直した。ただ、この2名というのは、設定として高校入試を終えた高校生の分なのか、専門学生の分なのか、大学生の分なのか、貸付金額がそこで違ってくると思います。そういった部分の設定要素をどのように考えて当初組んで、今回の補正にこのような形で提案をなされたのか。その算出根拠を含め答弁を求めたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

内容的にはですね、大学、短大、専門学校、高等専門学校、高校というふうに分類しておりますけれども、当初23人というふうに見込んだときにはですね、大学生が15人、短大7人、高校生1人と23人の見込みでございましたが、今回はですね、短大のほうで7人の予定だったんですが3人ということになりました。それから、高校生のほうがですね、1人という予定が3人という形になったもんですから、そこで21人ということで2人減というふうな内容でございました。

あとは、金額についてはですね、やっぱり貸付額が違いますので、そこでの調整によって、今回、このような126万円の減という形になりました。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 課長の答弁は分かりますけれども、貸付期間、借りる際の申込期間というのが令和6年のいつまでというのが多分あったと思います。そういう部分で23名の方のリサーチをした中で、今回、2名減になったのではないのかなど。その部分のリサーチの仕方が、若干、今回この部分で3月まで引っ張らなくてはいけなかったのかどうか。その置き方も含め、予算の考え方、どうだったのかということを含め、再度答弁を求めたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

人数的にはですね、23人見込んでいたのが21人ということで、若干の乖離はございました。

また、ただ、あと、今回の補正でなくてもっと早い段階での補正の減ということでもよかったのではないかという御質疑でございますが、今後ですね、精査をしながらその時期については鋭意検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（天野秀実君） よろしいですか。はい。ほかに1項貸与事業費、ございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（天野秀実君） 日程第5、議案第20号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議案第20号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,619万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億3,238万7,000円といたすものであります。

まず、歳入のほうから御説明いたします。

58ページを御覧ください。

第1款国民健康保険税ですが、こちらは国民健康保険税の収入見込みがほぼ固まったことによる補正であります。

第3款国庫支出金では、社会保障税番号制度システム整備費補助金について事業費が確定したことに伴い、51万7,000円の減額といたしました。

第4款県支出金では、保険給付費等交付金の普通交付金では一般被保険者療養給付費分、支払い審査手数料分、合わせまして2,868万1,000円の増額、特別調整交付金については保険者努力支援分、特定健康診査等負担金分、合わせまして101万4,000円の増額で、合わせまして2,969万5,000円の増額といたしました。

59ページをご覧ください。

第6款繰入金では、保険基盤安定繰入金で59万3,000円の減額、一般会計繰入金では45万5,000円の減額、未就学児均等割保険料繰入金で7万6,000円の増額、産前産後保険料繰入金で2万5,000円の増額、合わせまして94万7,000円の減額といたしました。

第8款2項雑入では、一般被保険者返納金で国保の資格喪失後の受診による返納金としまして12万8,000円の増額となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

60ページをお開きください。

第1款第1項総務管理費では、一般管理費の人件費の調整と委託料の額がほぼ固まったことにより107万3,000円の減額であります。第3項運営協議会費では、協議会の開催回数が確定したことにより9万8,000円の減額といたしました。

第2款第1項療養諸費では、医療費のこれまでの推移と予算残額等を考慮し、一般被保険者療養給付費で2,555万5,000円の増額、一般被保険者療養費では165万5,000円の減額、診療報酬請求明細書審査手数料で7万6,000円の減額とし、合わせまして2,382万4,000円の増額といたしました。

61ページをご覧ください。

第2項高額療養費では、一般被保険者高額療養費で501万円の増額、一般被保険者高額介護合算療養費で14万4,000円の減額とし、合わせて485万7,000円の増額といたしました。

第4款保健事業費では、第1項特定健康診査等事業費で今年度の健康診査実績と予算残額を考慮し、特定健康診査委託料97万円の減額といたしました。

62ページをお開きください。

第2項健康事業費では、事業の実績や各種検診のこれまでの推移と予算残額等を考慮し34万7,000円の減額といたしました。

第6款第1項返還金及び還付加算金では、令和5年度の出産一時金臨時補助金の交付額の確定に伴い、返還金といたしまして5,000円を計上しております。

以上、補正予算の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書58ページ。

歳入から入ります。

歳入。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税。（「なし」の声あり）

3款国庫支出金2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

4款県支出金1項県補助金。（「なし」の声あり）

5款財産収入1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

6款繰入金1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

8款諸収入2項雑入。（「なし」の声あり）

次に、60ページ。

歳出に入ります。

1款総務費1項総務管理費。（「なし」の声あり）

3項運営協議会費。（「なし」の声あり）

2款保険給付費1項療養諸費。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） こちらの1目18節の分についてお尋ねをしたいと思います。今回、一般被保険者療養給付費2,555万5,000円という、ここでプラスの計上。先ほどの提案を聞きますと、推移と考慮したものということで述べられておるんですが、しかれば、そういったところでいくと、給付件数なるものがあると思われまして。どのくらいのこの数

字を見ているのか、まず、1点、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

件数につきましては、今のところ、件数につきましては、件数につきましては、ちょっと、今、ございませんので、金額ですね、それにつきまして御説明させていただきます。9か月間の平均がですね、3,940万円となっております、それに今後の給付に必要な金額を考えたときに、約4,000万円ほど必要になるかと思えますけれども、その4,000万円ではちょっと足りないということで、4,300万円掛ける3か月間ということで今回は計上させていただきます、不足額の2,555万5,000円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 件数は、今、分からない。今、言いますと、4,300万円の平均で出した中で不足する分がこの分があるという話です。しからば、そうすると4,300万円、この分についての件数なんかは、当然、データとして既にお持ちだと思いますので、そちらでお尋ねしたいと思います。じゃないと、この数字の根拠というのが分かりかねますので。その点、答弁いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま質疑続行中ではありますが、休憩後をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

再開は午後1時30分といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き議案審議を続けます。5番相原和洋議員の質疑に対する回答から入ります。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 相原議員の質問にお答えいたします。

4,300万円ということで回答させていただきましたが、その内訳といたしまして、月の1人当たりの平均がですね、大体2万1,000円ぐらいということで、それに2,000人を掛けました。2,000人を掛けて大体4,100万円ぐらいということで、ちょっと心もとないというところもございましたので、それをちょっと付加しまして4,300万円ということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、課長から答弁いただいて、給付件数ということで当初聞いてるんですが、4,300万円分の給付件数が約2,000名だと。2,000件、2,000名というので、こちら御承知させていただきたいんですけども、しからば、1問目の質問の、今回、2,555万円、この件数についてもその数字から数字が割り出せないかと思って聞いたんですけど、その点は答えられるかどうか。答えられないっていうんだったら答えられない。

あと、もう一つ、これ、3問目ですから。今、件数、ここまで出てますと、3月末までの見込みとして約8,000名ということで件数的には御承知すればよろしいのか。その点を含めお尋ねをしておきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

件数につきましては、1月末までで1,800から1,900人ぐらいということになっておりまして、それを今現在の医療費、かかっている医療費で割りますと、医療費を人数で割りますと大体2万1,000円ぐらいになるということで、その2万1,000円にこれからかかるであろう2,000人ということでその人数を掛けまして額を出させていただいたということでございます。

○議長（天野秀実君） 相原議員、全部回答はいただきましたか。はい。

ほかに療養諸費、ございますでしょうか。（「なし」の声あり）

はい。それでは、次に進みます。

2項高額療養費。（「なし」の声あり）

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分。（「なし」の声あり）

4款保健事業費1項特定健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

62ページに入ります。

2項保健事業費。（「なし」の声あり）

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第6 議案第21号 令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)

○議長(天野秀実君) 日程第6、議案第21号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長(渡邊勝男君) 議案第21号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から84万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2万2,000円とするものであります。令和6年度事業がおおむね完了し、歳入歳出の額がほぼ固まったことによる補正であります。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

議案書68ページをお開きください。

第1款後期高齢者医療保険料では、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、合わせて37万5,000円の減額といたしました。

第3款繰入金では、一般会計繰入金の事務費分として14万1,000円の減、保険基盤安定繰入金で1万円の減、合わせて15万1,000円の減額といたしました。

第5款諸収入第4項受託事業収入では、後期高齢者の健診受診者の実績に基づき31万6,000円の減額といたしました。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

議案書69ページを御覧ください。

第1款第1項総務管理費では、送料及び後期高齢者療養システム機器保守管理委託料を合わせて9万円の減額といたしました。

第2項徴収費では、印刷製本費で2万1,000円の減額といたしました。

第3項健康診査等事業費では、県成人病予防協会に委託しました健康診査の事業費確定により31万6,000円の減額といたしました。

第4項保健事業費では、消耗品で3万円の減額といたしました。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金では、保険基盤安定負担金の額が確定しましたので38万5,000円の減額といたしました。

以上、補正予算の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(天野秀実君) 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長(天野秀実君) これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書68ページ、歳入から入ります。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料。（「なし」の声あり）

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

5 款諸収入 4 項受託事業収入。（「なし」の声あり）

69ページ、歳出に入ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

2 項徴収費。（「なし」の声あり）

3 項健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

4 項保健事業費。（「なし」の声あり）

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（天野秀実君） 日程第7、議案第22号令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（相澤秀真君） 議案第22号令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ931万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ8億9,686万5,000円とするものです。

歳入補正の主なものから御説明申し上げます。

議案書76ページを御覧ください。

第1款介護保険料第1項介護保険料第1号被保険者保険料では、770万8,000円の増額。
第3款国庫支出金第1項国庫負担金では、介護給付費負担金で231万1,000円の増、第2項国庫補助金は565万6,000円の減額となります。

77ページ。

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金では、545万6,000円の減額。

第5款県支出金第1項県負担金では、介護給付費負担金で307万2,000円の増額。第3項県補助金では86万6,000円の減額となります。

続きまして78ページ。

第7款繰入金第1項他会計繰入金は、合計で380万5,000円の減額。第2項基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金1,200万円を増額しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

79ページを御覧ください。

第1款総務費では、第1項総務管理費から第4項計画推進費において、事業実施に伴う予算の整理により、合計で168万3,000円の減額としております。

80ページ。

第2款保険給付費では、各サービスごとの給付実績から今後の給付額を見込み、第1項介護サービス等諸費から、81ページ、第5項特定入所者介護サービス等費まで、合計で706万6,000円を増額いたしました。

続きまして、81ページ。

第5款地域支援事業費では、事業実績を基に第1項一般介護予防事業費から82ページ、第3項介護予防生活支援サービス事業費で183万8,000円を減額いたしました。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金では、過年度分介護給付費負担金等精算による返還金等で2,088万円の増額。

83ページ。

第7款予備費におきまして1,511万8,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書76ページ、歳入から入ります。

1 款介護保険料 1 項介護保険料。（「なし」の声あり）
3 款国庫支出金 1 項国庫負担金。（「なし」の声あり）
2 項国庫補助金。（「なし」の声あり）
4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金。（「なし」の声あり）
5 款県支出金 1 項県負担金。（「なし」の声あり）
3 項県補助金。（「なし」の声あり）
78ページに入ります。

6 款財産収入 1 項財産運用収入。（「なし」の声あり）
7 款繰入金 1 項他会計繰入金。（「なし」の声あり）
2 項基金繰入金。工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 7 款ですよ。基金繰入ですよ。

今回、1,200万円、基金繰入れを計上しておりますけれども、まず、現在の基金の残高は幾らなってますか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（相澤秀真君） お答えを申し上げます。

現時点で6,082万2,000円が残高となっております。6,082万2,000円でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 現在額が6,082万2,000円だということでありましてけれども、この基金、介護保険事業の安定のために積んでいるもんだというふうに理解はしてはありますが、今現在、6,822万2,000円。これ1,200万円積み込んでなのか。今現在がそうなのか。積み込むと9,000万円を超えるっていうふうに、ああ、7,000万、約、そうだね。7,000万を超える額になるというふうに理解すればいいんですか。

要するにね、介護保険事業の安定的な運営を行うのは分かるんですけども、要するに、どのぐらい積みば安定的な運営をなさる金額に到達すんのかなという思いがあるんですよ。だから、上限をどのぐらいに設定してんのか。または、下限をどのぐらいに設定すれば、この安定的な運営をなされるんだという目安がどのぐらいの基金の積立額を目標にしてんのか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（相澤秀真君） お答えを申し上げます。

介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳入の項目でしたので、基金を取り崩すほうの金額になります。今現在が、議決前でございますので、6,082万2,000円の残高。御可決いただければ、補正後の予算額2,200万円となっておりますが、これを取り崩すことによりまして、3,882万2,000円になる見込みでございます。

介護保険給付費準備基金の適正な残高といたしましては、国のほうでも町のほうでも、多分、明確には定めてないのかなと思ってございますが、私が答えていいのかあれなんですけど、4,000万、5,000万、6,000万円ほどが適当ではないかなとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 明確な基準はないんでしょうかね。いや、基金ですから、あればあったほどに越したことはないんですけども、その分だけ要するに加入者の負担が増えるわけですよ、当然ね。ただで積むわけではないので。該当する方から基金という形で積み立てるために徴収するわけですよ。そうすると、負担をやはり軽減する措置っていうのも必要なのかなと思うんですけども、いかに安定的に運営を行うとは言っても、今の回答ですと4,000万、5,000万、6,000万円とかって非常にアバウトなんですけれども、それではちょっと回答になんないのかなという気がするんですけども、もう一度、色麻町としてこのくらいの基金があれば不測の事態に備えて安定的な運営ができますよという1つの目安として、このくらいが適正な基金の積立額ですよという、そういうものはないんでしょうか。

○議長（天野秀実君） はい、副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 国民健康保険とか一般会計と違まして、介護保険の場合は準備基金ということで、3か年間で使い切りますよという計画を立てて介護保険料を算出してるわけですね。ですから、何ぼあればいいということではなくて、あればあったなりにいいんですけども、その基金があればあったなりに次の3年間の介護保険料の負担額が下がるということになるわけなんです。ですから、準備基金、何ぼ持ってねげねえんだってということではなくて、令和6、7、8の3年間の計画のその3年間でゼロになるという計画を立てて、六千何百円っていう介護保険料を算出してるわけですから、その準備基金の残高、何ぼねえと駄目だよっていうのは、特には決まりはないということになります。（「目安として幾らを設定してつかという」の声あり）

目安、目安は今、補佐が言ったように、4,000から6,000ですよ。大体。

○議長（天野秀実君） ……の質疑をお願いいたします。

○副町長（鶴谷 康君） 1か月の給付が3,000万くらいですかね。1か月が6,000。その1か月分くらいの基金があれば、本来は何かあったときにお支払いとかに充てることのできると。

ただ、借りることもできる制度がありますので、最悪の場合はそっちを使ってということも可能ですので、補佐が答弁したように4,000から6,000万円くらいあればはいんだらうなという金額になるかと思います。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） よろしいですか。いや、2回。ああ、3回。失礼しました。

ほかにございますでしょうか。小川一男議員。

○8番（小川一男君） 関連ですが、結局、3年のスパンで計画して、その中の運用でこの繰入金を積み立てて対応する。さらに、3年後はまた計画する。剰余金等余れば、その分次の年の繰入金の金額も異なってくるという形で理解すればよろしいのかどうか、説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（相澤秀真君） はい。議員おっしゃるとおりでございます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかにございますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、79ページ、歳出に入ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

2 項徴収費。（「なし」の声あり）

3 項介護認定審査会費。（「なし」の声あり）

4 項計画推進費。（「なし」の声あり）

80ページに入ります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費。（「なし」の声あり）

2 項その他の諸費。（「なし」の声あり）

3 項高額介護サービス費。（「なし」の声あり）

4 項高額医療合算介護サービス費。（「なし」の声あり）

5 項特定入所者介護サービス等費。（「なし」の声あり）

4 款基金積立金 1 項基金積立金。（「なし」の声あり）

5 款地域支援事業費 1 項一般介護予防事業費。（「なし」の声あり）

82ページに入ります。

2 項包括的支援事業任意事業費。（「なし」の声あり）

3 項介護予防生活支援サービス事業費。（「なし」の声あり）

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

7 款予備費 1 項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 2 3 号 令和 6 年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（天野秀実君） 日程第8、議案第23号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（相澤秀真君） 議案第23号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、予算総額を変更せず、歳入予算において組替えを行うものでございます。

議案書87ページを御覧ください。

歳入におきまして、第1款サービス収入第1項介護給付費収入1目介護予防サービス計画費収入で8万5,000円を増額、2目介護予防ケアマネジメント費収入で61万円を増額し、合計で69万5,000円の増額となります。この計画費が増額したことによりまして一般会計からの繰入れを減額できることとなるため、第2款繰入金第1項一般会計繰入金で同額の69万5,000円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書87ページ、歳入に入ります。

第1款サービス収入1項介護給付費収入。（「なし」の声あり）

2款繰入金1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第24号 令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第4

号)

○議長（天野秀実君） 日程第9、議案第24号令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第24号令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、事業実績等に基づく補正でございます。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

第2条、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予算の予定額を3億8,068万4,000円といたしました。

90ページをお開き願います。

収入について。

第1款下水道事業収益第2項営業外収益第2目他会計補助金で一般会計補助金350万円の減額といたしました。

次に、支出について。

第1款下水道事業費用第1項営業費用第1目管渠費では、維持管理に関わる費用、合わせて286万8,000円の減額といたしました。第2目処理場費では、維持管理に関わる費用など合わせて494万5,000円減額といたしました。次のページ、第3目浄化槽費では、維持管理に関わる費用など合わせて47万円減額といたしました。第4目総係費で貸倒引当金繰入額など合わせて88万9,000円の減額といたしました。第2項営業外費用第3目消費税及び地方消費税で164万3,000円増額といたしました。第3項第2目その他特別損失では、736万1,000円の減額といたしました。第4項第1目予備費で1,139万円を増額し、予算額の調整をいたしました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入について。

第1款資本的収入第1項国庫補助金第1目社会資本整備総合交付金では、事業費が確定しましたので、1,658万1,000円を減額いたしました。第2項第1目他会計負担金では、一般会計負担金350万円増額といたしました。第3項第1目企業債では、事業費が確定しましたので合わせて2,080万円減額といたしました。

次のページをお開き願います。

支出について。

第1款資本的支出第1項建設改良費第1目管渠整備費では、事業費が確定しましたので3,510万円減額といたしました。第2目処理場整備費でも、事業費が確定しましたので156万1,000円減額といたしました。

戻りまして、89ページをお開き願います。

第3条、予算第4条補正後の予定額において資本的収入額が資本的支出額に対し不足

する額1億1,570万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額469万7,000円、引継金1,408万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9,065万1,000円、建設改良積立金627万1,000円で補填するものとしたしました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） ページ数89ページ、第3条の資本的収入及び支出の関係で質疑いたします。

この事業は令和6年度から法非適用事業として行ってきました。そして、その際における引継金、当初は2,077万4,000円ですが、この内容で補填分として今補正予算においては引継金1,486万円。本来であれば当初の2,077万4,000円をここに補填財源として計上すべきところですが、9月、12月、そして今回、この引継金につきましては、適正な会計処理によってだと思ふんですが、1,486万円として財源の補填として計上したということでのいいのかどうか、説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議員のおっしゃるとおりでございます。企業会計、初年度でございますが、適正な適格な会計処理を実施してるところでございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかにございませんでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） それでは、総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書90ページ、収益的収入及び支出の収入から入ります。

1 款下水道事業収益 2 項営業外収益。（「なし」の声あり）

支出に入ります。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用。（「なし」の声あり）

91ページ。

2 項営業外費用。（「なし」の声あり）

3 項特別損失。（「なし」の声あり）

4 項予備費。（「なし」の声あり）

92ページです。

資本的収入及び支出の収入に入ります。

1 款資本的収入 1 項国庫補助金。（「なし」の声あり）

2 項他会計負担金。（「なし」の声あり）

3 項企業債。（「なし」の声あり）

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

93ページ、支出に入ります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 25 号 令和 6 年度色麻町水道事業会計補正予算（第 6 号）

○議長（天野秀実君） 日程第10、議案第25号令和 6 年度色麻町水道事業会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第25号令和 6 年度色麻町水道事業会計補正予算（第 6 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、事業実績等に基づく補正でございます。

初めに、収益的支出について御説明申し上げます。

第 2 条、予算第 3 条に定めました収益的支出の予算の予定額を 1 億8,604万1,000円といたしました。

96ページをご覧ください。

第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用第 2 目配水及び給水費で賃借料、補償金、合わせて408万9,000円の減額といたしました。第 2 項営業外費用第 2 目雑支出で27万4,000円の増額といたしました。第 3 目消費税及び地方消費税で283万8,000円の増額といたしました。第 4 項第 1 目予備費で97万7,000円を増額し、予算額の調整をいたしました。

次に、資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

支出から御説明いたします。

97ページをご覧ください。

第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備改良費で水安全計画策定業務委託料、色麻清水地区水道施設整備工事費で事業費が確定しましたので、合わせて661万6,000円の減額といたしました。第3目営業設備費で備品購入費11万4,000円の減額といたしました。

次に、収入について御説明いたします。

戻りまして、95ページをご覧ください。

第3条、予算第4条補正後の予定額において資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,658万3,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額412万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,313万4,000円、当年度分損益勘定留保資金932万7,000円で補填するものといたしました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書96ページ、収益的支出から入ります。

1款水道事業費用1項営業費用。（「なし」の声あり）

2項営業外費用。（「なし」の声あり）

4項予備費。（「なし」の声あり）

次に、97ページ、資本的収入及び支出の収入に入ります。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

次に、支出に入ります。

1款資本的支出1項建設改良費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第26号 色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 議長（天野秀実君） 日程第11、議案第26号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（高橋正彦君） 議案第26号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

この条例は、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費を規定しております。

町長、副町長及び教育長の給料減額については、新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢が混乱した影響を鑑み、令和2年4月分から令和3年3月分までの期間について、町長が20%、副町長及び教育長がそれぞれ10%の減額を、令和3年4月分から令和5年8月分までの期間については、町長が10%、副町長及び教育長がそれぞれ5%の減額を実施してまいりました。

今回の改正は、厳しい経済情勢による急激な物価高騰や人件費の上昇により町の財政状況も大変厳しくなっていることから、令和7年4月分から令和8年3月分までの期間について、町長が10%、副町長及び教育長がそれぞれ5%の減額を行う改正でございます。

改正の内容であります。審議資料3ページをお開き願います。

附則の第3項でございますが、これは町長の給料に関する規定でございます。3ページの下から2行目の下線部分で「令和5年8月分まで」の次に「及び令和7年4月分から令和8年3月分まで」を加えるものでございます。次のページの第4項につきましては副町長の給料に関する規定、次の5ページの第5項は教育長の給料に関する規定で、第3項と同様の改正を行うものでございます。

令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

- 議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

- 議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。河野 諭議員。

- 6番（河野 諭君） 質疑をさせていただきますが、説明の中で町の財政状況も踏まえながらという、減額というような説明もあったと思いますが、それはそれで分かるんで

すけども、県のほうでは逆に知事や県議会議員は報酬、給料アップという中で、物価高に合わせて県のほうは上げたというような感もあるんですが、ちょっと時代に逆行しているような議案第26号だと思うんですが、それについての答弁をお願いいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野議員から言われれば、それもそうかなとは思いますが、本町の財政を勘案しながら、やっぱり、議会の皆さんにも相当心配をかけているということもあって、身を切る一端だということでの判断をさせていただきました。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 町長、そういうふうには考えますか、決意というのは分かるんですけども、財政状況をというのももちろん分かるんですけども、逆に、企業版ふるさと納税のほうで稼いでくれば、結果を出せば、こういった提案も出さずに済むわけですから、稼ぐ町長であればここはこういった提案を出さずに済むと思いますので、稼ぐ町長になるべきだと思いますが、それについて答弁、ここで可能かどうかは議長次第ですけども、よろしく願いをいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 一般質問でもあったんですけども、七十七銀行で主催した企業版ふるさと納税のマッチング、あれにも参加して、2年間参加しました。なかなか企業版、思うようには、ふるさと納税のほうにはできなかつたんですけども、これからも努力をするということについては間違いはないんですけども、それはそれで、それは一生懸命やると。

ただ、今、申し上げたとおりでありますので、身を切る一端だということでは理解してほしいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の
一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第12、議案第27号色麻町職員の給与に関する条例及び色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第27号色麻町職員の給与に関する条例及び色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

この条例は、令和6年8月8日に人事院勧告が行われ、令和6年11月29日付総務副大臣通知により社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について示されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容について申し上げます。

審議資料の6ページをお開き願います。

今回の改正は、職員の各種手当に関する改正でございます。

まず、第9条の扶養手当であります。第2項第1号で規定している配偶者に係る手当が廃止となるため、1号を削除いたします。また、第3項で定める扶養手当の額については、子、子供の子ですね、子を1万円から1万3,000円に引き上げる改正をするものでございます。

ただし、扶養手当の改正については経過措置がありまして、申し訳ございませんが、議案書のほうの106ページをお開き願います。

議案書の106ページの附則の第4条でございますが、令和8年3月31日までの間における経過措置として、配偶者は、現行6,500円が令和7年度は3,000円で、令和8年度にゼロ円になるという経過措置でございます。子については、現行1万円が令和7年度で1万1,500円で、令和8年度から1万3,000円となるような規定をしております。

続きまして、また審議資料の6ページにお戻りいただきたいと思っております。

第4項では、特定期間を当該期間とする文言の整理を行っております。

次に、審議資料の7ページの第10条は、扶養手当に関する手続を規定しておりますが、その他の手当と同様に規則で定めることとするために第10条を削除し、新たに第9条に第5項を追加して規定するものでございます。

次に、審議資料の8ページに移っていただきまして、第10条の2の地域手当でございますが、今回の人事院勧告では隣接する市町村との不均衡を是正するため支給地域の見直しを行うとともに、9地区分を7段階から5段階へ変更したことによる改正でございます。現行では1級地が20%、2級地が16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%を、改正では、1級地・2級地は変わらず、1級地が20%、2級地が16%の変更なしで、3級地を12%、4級地を8%、5級地を4%とするものでござ

ございます。

次に、第10条の2の2ですが、審議資料の9ページに移りまして、移動に伴う割合を2年から3年に延長する規定と文言の整理による改正となります。

この地域手当につきましても、経過措置が議案書の106ページの第5条、107ページの第6条で激変緩和措置が規定されているところでございます。

なお、本町では、町外の市町村へ派遣した職員がその対象地域に職場がある場合に地域手当を支給しております。

次に、審議資料の10ページをお開き願います。

審議資料10ページの第10条の4の通勤手当でございます。これまで鉄道を利用した通勤の場合は、在来線運賃相当額として上限を5万5,000円、新幹線特急料金については2分の1相当額とし上限を2万円としておりましたが、今回の見直しにより上限を15万円に引き上げ、限度額の範囲内で全額支給とする改正とするものでございます。その内容について、審議資料の10ページから13ページにわたりそれぞれ規定をしております。

次に、審議資料の13ページの第10条の5、単身赴任手当でございますが、これまでは新規採用時の職員を対象としておりませんでした。今回の改正により新規採用時から単身赴任手当の支給を可能としております。

次に、第15条の2、管理職員特別勤務手当でございますが、これまで平日の深夜に係る支給対象時間帯を午前0時から午前5時までとしておりましたが、近年の災害対応勤務実態に応じた適切な処遇を確保することから、支給対象時間帯を午後10時から午前5時までと拡大するものでございます。

次に、審議資料の14ページの第18条の2の特定の職員についての適用除外であります。今回の改正で再任用職員への手当の範囲が拡大され、これまで対象とならなかった地域手当、住居手当、寒冷地手当が支給可能となります。そのため、これまで同様に支給対象とならない短時間勤務職員について、新たに第2項を設け規定をいたしました。

続いて、審議資料の14ページから21ページにかけての別表第1の行政職給料表については、係長級、課長補佐級の職務や職責に応じた給与上昇を確保するとともに、民間人材等の処遇を確保する観点から、3級から6級の初号近辺の号給をカットして各級の初号の給料額の引上げを行うものでございます。

次に、議案書105ページの一番下ですね、第2条色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正では、附則第2条第8項で暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の適用除外を規定しており、先ほど説明しました条例第18条の2の改定と同様の内容での改正となります。審議資料の22ページで関係部分を削除しております。

最後に、議案書106ページの附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行とします。

また、附則の第2条、第3条及び附則別表では、給料表の改正に伴う号俸の切替えと調整、第4条から第8条までは先ほど説明しましたそれぞれの手当の経過措置を規定し

ております。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） ちょっとお尋ねしたいんですけど、よろしいでしょうか。

条例の中、今回の改正について単身赴任手当、新規採用における部分、これから出てくる部分があると思います。これと先ほどの通勤手当、これが連動するのではないかなと。例えば、町外、仙台圏から来る方を想定した場合ですよ、通勤手当を選ぶのか、単身としてこちらに住居手当として残るのか、こういうやり方があると思われま。そういった部分の考え方、本町としてどのように新規採用時の方にそれを示しながらやるのか。ちょっとこの条例の今の説明だけでは分かりかねる部分がちょっとあったもんですから、そういった考え、どうお持ちなのかをお尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、新規採用をした結果として、採用した職員が通勤方法をどのような選択をするかということは、やっぱり本人の申請を受けます。それに基づいてこの条例の範囲内でその手当を支給するというございます。ということで、あくまでも本人が単身赴任手当するのか通勤手当をするのかは、本人次第ということで、こちらとしては条例の範囲内で手当を支給ということになると思ひます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 本人にどちらを選びますかということでそこでお話はするのは分かるんですが、単身赴任時の単身手当っていうのはどの程度まで出るのかちょっと分かりかねるもんですから、その部分をしっかりと示しながらやられるということでよろしいということで。金額がここでちょっと分かりかねるもんですから、私。通勤手当については最大15万円という数字は聞きました。ただ、単身赴任手当は出ますけど、幾らという金額は聞いておりません。そういった部分はどのようになってんのか。もし差し支えなければお答えいただきたいと思ひます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） はい。大変申し訳ございませぬ。

それから、まず、単身赴任手当の定義なんですけども、こちらが、色麻町役場の職員が例えば東京とかそういう県外とかに派遣とかされて、そちらの勤務地が遠くにある場合に単身赴任として勤務するというのが、まず単身赴任手当の条件という形になります。

それで、支給要件と支給額でございませぬが、基礎額がですね、3万円。それから、交通の距離によって加算額が変わってきまして、100キロ以上300キロ未満が8,000円、300キロ以上から500キロ未満が1万6,000円、それからずっと、500キロから700キロ、700

キロから900キロとありまして、最大が2,500キロ以上が7万円。最大で2,500キロ以上で7万円ということで、基礎額3万円で2,500キロ以上が7万円なので、最大で10万円という形になります。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今の話、聞くと、単身手当というのは、本町に在籍しながらほかの他町村、他県行って勤務するということが条件ですよということは分かりました。

そうすると、そこに基礎手当として3万円、これを住居手当と言うのか何なのか、私は分かりかねます。それにプラス交通費として2,500キロ以上、最大2,500キロまでを7万円。交通費として7万円。往復の分なのかどうなのか、分かりません。最大それで10万円という形で示してるということですよ。これで賄えるということで、本町の単身手当として十二分なものとして見ているということでは捉えればいいのかどうか。今の昨今のこの情勢の中、交通費の高騰、住宅費の高騰、含めてそれでよろしいということで、踏まえておいてよろしいんですね。再度答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） はい。この単身手当自体も、もともと、今回は金額は変わっておりませんが、もともと人事院勧告に基づいて今まで設定をしておりました。それで、今回は、今まで新規採用職員には単身赴任手当というのは出なかったんですけども、今回からそれが適用されるという形になったということの改正でございます。

何でそういうふうになったかということ、特に国家公務員なんかはですね、もう中途採用、社会人経験の中途採用なんかを人材確保のためにする形が多くなっておりまして、それで東京に勤務するのに実家が例えば仙台とか大阪とかあって、中途採用になって単身赴任せざるを得ないような新規採用職員が増えてきたというのが、一因にあるようにございます。そのために新規採用職員を単身赴任手当も適用できるように今回、改正したのが大きな理由でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） ほかにございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） はい。それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第28号 色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第13、議案第28号色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） 議案第28号色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、同令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容ですが、家庭的保育事業等を行う施設においては、施設の運営等に関する要件として栄養士資格を有する者の配置を求めています。今回、栄養士法の改正により栄養士の免許を受けたものでなければ受験資格のなかった管理栄養士の国家試験が、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても当該基準を満たすことができるよう改正するものです。

また、小規模保育事業所や事業所内保育事業所等における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が、満3歳以上満4歳に満たない児童、いわゆる3歳児につきましては「児童おおむね20人に対し保育士等1人の配置」から「児童おおむね15人に対し保育士等1人の配置」に、満4歳以上の児童、いわゆる4歳児及び5歳児は「児童おおむね30人に対し保育士等1人」から「児童おおむね25人に対し保育士等1人」の配置へ見直されたことに伴い、改正するものです。

それでは、審議資料23ページの新旧対照表をご覧ください。

第15条第1項第2号では、先ほど説明しました栄養士法の改正に伴い、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士の配置等を求めている部分につきまして管理栄養士を追加するものです。

第28条第2項第3号及び第4号、第30条第2項第3号及び第4号では、小規模保育事業の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準の見直し、第43条第2項第3号及び第4号、第46条第2項第3号及び第4号では、事業所内保育事業の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準の見直しで、それぞれ満3歳以上満4歳に満たない児童が「おおむね20人に1人」から「おおむね15人に1人」に、満4歳以上の児童が「おおむね30人に1人」から「おおむね25人に1人」に改めるものです。

なお、今回の改正によりまして小規模保育事業所や事業所内保育事業所等における保

育士、保育従事者の配置基準は、幼児、いわゆるゼロ歳児ですけれども、こちらがおおむね3人に1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児、いわゆる1歳児及び2歳児がおおむね6人に1人、それから、満3歳以上満4歳に満たない児童、いわゆる3歳児がおおむね15人に1人、満4歳以上の児童、いわゆる4歳児・5歳児がおおむね25人に1人というふうになります。

議案書112ページに戻りまして、この条例の施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行するものです。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号 色麻町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正 について

○議長（天野秀実君） 日程第14、議案第29号色麻町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） 議案第29号色麻町心身障害児就学指導審議会条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

審議資料は26ページとなります。

本条例は、学校教育法及び学校教育法施行令に基づき心身障害児就学指導審議会の設置等について規定しており、障害のある子供の就学先について教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、答申することが主な目的となっております。

児童生徒の就学先については、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意

見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた観点から総合的に判断し就学先を決定いたします。教育委員会は、その答申を基に最終的に決定することになります。

本町は、これまで教育職員、学識経験者及び関係行政機関の職員等のうちから委員を委嘱し審議を行ってきました。今回の改正は、第2条第2項に学校医、専門医を追加し、教育職員、学識経験者、学校医、専門医、関係行政機関の職員等のうちから委員を委嘱するように規定を改めるものです。これまでの審議は発達検査の数値や診断名で判断することのないよう、医療機関での診断や福祉機関での発達検査など、書面による診断書等において医学的な意見をいただき審議しておりました。今回の改正により、審議会での審議過程において医師の医学的な見解を直接聞くことができるようになり、さらに、専門的な指導・助言により審議が深まり、より正確に総合的な判断ができると考えます。

附則では、条例の施行期日を令和7年4月1日から施行するものです。

以上、御審議賜りたくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第30号 色麻町農村環境改善センター使用条例の一部改正 について

○議長（天野秀実君） 日程第15、議案第30号色麻町農村環境改善センター使用条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。農村環境改善センター所長。

○農村環境改善センター所長（山田誠一君） 議案第30号色麻町農村環境改善センター使

用条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

議案書114ページ、審議資料27ページをお開きください。

今回の条例の一部改正は、色麻町農村環境改善センターの使用時間及び使用料の納入方法の変更と使用料を1時間当たりの料金に改正するものです。

審議資料27ページをご覧ください。

第3条では、使用時間について規定しておりますが、管理上の観点から使用できる最終時間を「午後10時」から「午後9時」に改めるものです。

次に、第6条第4項では、使用料の納入について規定しており、使用実績に基づいて納入していただくために「前納」から「納入」に改めるものです。

別表第6条関係では、色麻町農村環境改善センター使用料について規定しており、現行条例では4時間を基本使用料とし、4時間に満たない場合でも基本料金全額を納入することに定めております。また、冷暖房を使用した場合は使用料に30%が加算されます。このことから利用者が実際に利用した実績に合わせた料金にするため、冷暖房費及び維持管理費を含めた1時間当たりの使用料に改正するものです。

審議資料28ページをご覧ください。

別表の次に備考として、第1項に大崎定住自立圏で協定した大崎圏域の利用者に別表を適用し大崎圏域以外の使用者が使用する場合は10割増とする旨を、第2項に入場料を徴収する場合又は営利を目的に使用する場合は10割増とする旨を、第3項に使用時間に使用する場合は5割増とする旨を追加いたします。

議案書115ページをご覧ください。

附則であります。この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、議案第30号の提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第16 議案第31号 色麻町コミュニティセンター条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第16、議案第31号色麻町コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 議案第31号色麻町コミュニティセンター条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

議案書116ページ、審議資料29ページをお開きください。

今回の条例の一部改正は、コミュニティセンターの使用時間及び使用料の納入方法の変更と利用料を1時間当たりの料金に改正するものです。また、コミュニティセンター運営委員会の定数についても改正いたします。

審議資料29ページをご覧ください。

第5条では、使用時間について規定しておりますが、管理上の観点から使用できる時間を「午前9時から午後10時まで」を、夜間使用を廃止し「午前9時から午後5時まで」と改めるものです。

次に、第8条第4項では、使用料について「教育委員会から発行する納入通知書による前納」を「町長の発行する納入通知書により納入」に改めるものです。

第9条第2項では、コミュニティセンター運営委員会の定数について規定しており、現行10人と定めておりますが、社会教育委員及び公民館運営審議会委員の定数に準じて、10人以内と定めるものです。

別表第8条関係では、コミュニティセンターの使用料金について規定しており、現行条例では4時間を基本料金とし、4時間に満たない場合でも基本料金全額を納入することに定めております。このことから利用者が実際に利用した実績に合わせた料金にするため、維持管理費を含めた1時間当たりの使用料に改正するものです。

また、区分についても、和室を事務室に改修しているため「和室」を「小会議室」とし、「会議室」を「大会議室」に変更するものです。

また、備考を全部改正し、第1項に使用者が入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合の使用料は10割増とする旨を、第2項に使用時間に使用する場合は5割増とする旨を規定するものです。

議案書117ページをご覧ください。

附則であります。この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。議案第31号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 簡単にお尋ねさせてください。

第9条、運営委員会の定数を10人以内とするということに今回なされるということなんで、以内ということは1名からということで御承知すればよろしいのかどうか、お尋ねしておきたいと。定数の数の置き方を含めどうなのかをお尋ねしておきます。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 規定の中では前回10人ということでの10人という数字ですけれども、できれば、数字としては10人ということにはしていきたいと思っておりますが、何らかの理由で9人とか8人、1人、2人、欠になるということもございますので。できるだけ10人に近い数字での定数という形で委員会のほうをしていきたいというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 私、聞いたのは、「以内」ということで取ってるんで、1人でもいいんですかっていうこと取ってるんですよ。そういうことで確認を取ったんですが、そういうことの質問でよろしいんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 提案理由にもありました社会教育委員、公民館の運営委員との定数と合わせるという形になりますので、その中で10人という形になります。ですので、コミュニティセンター運営委員会のほうからお一人という形でも構わないと思います。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 私、清水地区ですから、コミュニティセンターの使用時間、今まで10時までだったのが5時ということは、夜間は絶対使うことができないというふうなことになった理由はどうなんですか。今はね、日が短いからあれですが、やっぱり5時以降コミュニティセンターを利用する団体なり、あるいは、そういう集会なりを催してははずだと思っておりますが、5時以降は一切駄目だというその規定、なった理由をちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 夜間の利用がですね、ここ5年なりますが、ほとんど使用がないという現状がございます。あと、やはり今、地域的なものもございまして、改善センターでの使用時間のほうが今まで10時までということもございましたので、そちらのほうの利用の促進も含め、あと、コミュニティセンターについては夜間ですね、管理をしておりませんので、セコム等での管理ということになっておりますので、そういったことも踏まえ、できる限り今後はですね、改善センターのほうですね、使用を促進していきたいというふうに思っております。

以上です。（「はい、了解しました」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 5 7 分 休憩

午後 3 時 1 2 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

日程第 1 7 議案第 3 2 号 色麻町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第17、議案第32号色麻町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 議案第32号色麻町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

議案書118ページ、審議資料31ページをお開きください。

今回の条例の一部改正は、町民体育館の使用時間及び使用料の納入方法の変更と使用料を1時間当たりの料金に改正するものです。

審議資料31ページをご覧ください。

第4条では、使用時間について規定しておりますが、管理上の観点から使用できる終了時間を「午後10時」から「午後9時」に改めるものです。

次に、第7条第1項では、使用料の納入について「許可と同時に前納」を「納入」に

改め、同条第3項に納入方法について追加するものです。

次に、別表第7条関係では、町民体育館の利用料金について規定しており、現行条例では午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、午前午後夜間と6つの料金に定めており、使用時間に満たない場合でも基本料金全額を納入することに定めております。このことから、利用者が実際に利用した時間に合わせた料金にするため、維持管理費を含めた1時間当たりの使用料に改正するものです。

別表の次に規定しておりました「注」を「備考」に改め、規定内容を全部改正するものです。第1項に大崎定住自立圏で協議した大崎圏域の利用者に別表を適用し大崎圏域以外の使用者が使用する場合は10割増とする旨を、第2項に入場料を徴収する場合又は営利を目的に使用する場合は10割増とする旨を、3項に使用時間以外に使用する場合は5割増とする旨を規定するものです。

議案書119ページをご覧ください。

附則であります。この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、議案第32号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） お尋ねします。

使用目的の部分についてお尋ねしたいと。今回の条例を策定する前については、かなり目的について目的別、細かく詳細につくられていらっやっています。今回については、町民体育館、小体育館、清水体育館、使用目的についてはこれとって載っていないと。この点について、使用目的は制限しないということで考えていいのかどうか。お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 5番議員のほうにお答えいたします。

使用制限があるのかということでございますが、やはり体育施設でございますので、主に体育関係の使用ということを行っております。内容によりますが、イベント等の開催、それについては入場料が発生する、発生しないということもございまして、あと、現に行政側でもそういったイベントのほうに活用しておりますので、内容をこちらで精査してですね、使用目的がある程度合致するものであれば許可を出すというような形にしております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） しかれば、そこも使用目的も項目に入ればよかつたのではないかなと、条例でございます。その点についてのお考え、これだけがちょっと分かりかねるもんですから、その点、どのように今回の条例の制定にはぐまれたのかをお尋ね

しておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 今回につきましては、条例ということになりますと規則のほうですね、定めているというふうになると思いますので、そちらのほうも含めてですね、再度、確認させていただきたいと思います。

規則で定めております。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 前の条例もそうなんですけれども、この条例に関してもそうなんですけれども、今までは使用に際しては前納を前提にしていたわけですよ。前もって納めるということ。しかし、今回は改正をして通知書による納入に改めたわけだよね。そうすると、この中だけを見ると、いつまで納めたらいいのかっての、分かんないんですよ。前のやつもそうなんです。その前もそうなんですけど。その辺については、納入通知書に明記してあるのかどうか、ちょっとその辺分からなかったものですから、そいつだけ確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 納入通知書には期限をきちんと定めております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 期限は明記されてる。

ただ、今までであれば、前もって納入しなければ要するに貸さなかったわけだよね、実際の話。ところが、これはもう納めようが納めまいがとにかく貸すわけでしょう。使用させるわけだよね。その後に、いつのいつ、それまで1週間とか10日っていうふうに期限を切って、これまでに納めてくださいって納入通知書を渡すわけだ。でも、納めない人もいるかもしれない。どういう対応をなさるんでしょうか。善意に任せますか。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） やはり使用する、しない、確認後ということの料金発生ということになりますので、申込者については、きちんとした身分とかですね、証明のほう、こちらのほうで確認しておりますので、納入がない場合には再通知という形で納入のほうをさせるような形で事務処理のほうは行っております。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第33号 色麻町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第18、議案第33号色麻町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 議案第33号色麻町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

議案書120ページ、審議資料33ページをお開きください。

今回の条例の一部改正は、運動場の使用時間及び使用料を1時間当たりの利用料に改正するものです。

審議資料33ページをご覧ください。

第4条では、使用時間について規定しておりますが、管理上の観点から運動場の使用開始時間を「午前8時30分」から「午前9時」に改めるものです。

次に、第7条第1項では、「使用許可を受けようとする者」から「受けた者」に改めるものです。

別表第7条関係では、運動場の使用料金について規定しており、現行条例では1日及び半日の料金に設定しており、使用時間に満たない場合でも基本料金全額を納入することに定めております。このことから、利用者が実際に利用した実績に合わせた料金にするため、維持管理費を含めた1時間当たりの使用料に改正するものです。

表の改正に伴い、備考第3項を使用時間以外を使用する場合の使用料は5割増とする旨を規定に改め、第4項を削るものです。

議案書120ページをご覧ください。

附則であります。この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、議案第33号の提案理由とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第34号 色麻町青少年体力増強施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第19、議案第34号色麻町青少年体力増強施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 議案第34号色麻町青少年体力増強施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

議案書121ページ、審議資料34ページをお開きください。

今回の条例の一部改正は、町青少年体力増強施設の使用時間及び使用料の納入方法の変更と使用料を1時間当たりの料金に改正するものです。

審議資料34ページをご覧ください。

第4条では、使用時間について規定しておりますが、管理上の観点から使用時間を「午前8時30分から午後9時30分まで」を「午前9時から午後9時まで」に改めるものです。

次に、第7条第1項では、使用料の納入について「許可と同時に前納」を「納入」に改め、同条第2項を第3項とし、第7条第2項として「前項の使用料は町長の発行する納入通知書により納入しなければならない」を加えるものです。

別表第7条の関係では、武道館及びテニスコートの使用料について規定しており、現行条例では武道館は午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、午前午後夜間の6つの料金とし、テニスコートは夜間を除く4つの料金に制定しており、使用時間に満たない場合でも基本料金全額を納入することに定めております。このことから、利用者が実際に利用した実績に合わせた料金にするため、維持管理費を含めた1時間当たりの使用料に改正するものです。

表の改正に伴い、「注」を「備考」に改め、全部改正するものであります。第1項に大崎定住自立圏で協定した大崎圏域の利用者に別表を適用し大崎圏域以外の使用者が使

用する場合は10割増とする旨を、第2項に入場料を徴収する場合又は営利を目的に使用
する場合は10割増とする旨を、第3項に使用時間外に使用する場合は5割増とする旨を
改正するものです。

議案書122ページをご覧ください。

附則であります、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、議案第34号の提案理由とさせて
いただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今までこれで5つ目なのかな。その中で理由が全てにおいて「管
理上の観点」という言葉を使っていますよね。管理上の観点っていうのは、どういう理由
だったっていう、その観点は。物事を考察して判断するために必要なことですね。観
点っていう表現は。でも、何を考察してこういう判断に至ったのか。これ、最後ですの
で、まとめて聞きます。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 全施設の時間帯のことになりますが、やはり
夜間の貸出し、いわゆる午後5時以降の貸出しについては、警備業務のほうが行ってい
るという現状でございます。警備業務につきましては10時までの警備ということになっ
ておりますので、改善センターを含むほかの施設につきましては10時までの使用という
ことになっておりますので、鍵のいわゆる返却については10時以降でも構わなくなっ
てしまうということもございますので、そういった観点を踏まえた中で時間を1時間早め
たということと、そういった管理上ですね、やはり10時以降返されてでもですね、対応
する者がいないということが非常に大きくですね、今回、改正に至った、時間の改正に
統一した形でさせていただきました。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） なるほどね。やっと分かりました。管理上の観点っていうのはね。
要するに、警備する方に委託してるわけですけども、職員が退庁した後はね。そのまま
10時までいるわけですけども、いろいろな手続関係、後の確認等も含めて、多分なさ
るのかなと思うし、今言った鍵の返還とかいろんなことを含めて、そういうことで10時
から9時に変更するっていうことについては、やっと分かりました。私の基本的な考え
として、受益者の権利を制限するようであってはならないというふうに思ってるもんで
すから、ちょっと観点という言葉が引っかかってまして、分かんなかったもんですから。

ただ、時間をオーバーしても使用は認めるわけですけども、その際は手続等は今ま
でと同じようなことでいいのかどうか、確認します。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） やはり内容の精査ということになります。規定の中では町長が認めたものということになりますので、できるだけ時間内ということでの促進のほうはしていきたいというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） ほかに。小川一男議員。

○8番（小川一男君） 今回ですね、議案30から、今審議しています34号まで、公民館関係の施設の使用料の関係、あるいは時間関係、あるんですが、公共施設においてほかにも使用料を徴収してる物件があると思われます。それで、今回のやつとほかの使用料との関係、整合性はどのようになっているのか、説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 今回の条例改正につきましては、社会教育施設、あと、改善センターということになります。いわゆる管轄課につきましては、教育委員会管轄での業務ということになっておりますので。実は大きく改正したかった点っていうのは、やはり先ほども言うておりましたが、管理上ですね、時間の設定ということが非常に今まで問題視されていまして、やはり、使用する時間を4時間、午前、午後といった形でやはり利用者にとってですね、使用時間を例えば2時間とかそういう方もいますので、そういった観点の、利用者からの要望もあった中での今回ですね、改正ということになっております。

ほかの施設については、改めた協議ということはこちらのほうではしておりませんでした。

以上です。

8番議員さんのほうに。すみませんでした。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員にお願いいたします。現在、議案34号についての審議中ですので、この34号に特化して、限って、ひとつ質疑をお願いいたします。小川一男議員。

○8番（小川一男君） 私の質疑の内容がちょっと伝わらなかったようですが、手数料の関係で、当然、ここもあります。また可決された案件もあるんですが、公共施設として使用料を徴収してるものがまだあるわけですよ。今回、限定されてこの案件だけ出てきたんですが、ほかの使用料との関連、整合性もあるのであれば、それも検討した結果としてここ出てきたということであれば私は理解するんですが。さらには、色麻町においても財務4表で、フローじゃなくストックの関係でいろいろ分析しているわけですよ。さらには、庶務課、いろんな面で上がっているんで、手数料全体を見直しして今回、公民館関係が上程したということであれば分かるんですが、もう少し大局的な形でこの手数料を対応すべきではないかというのが趣旨なんです。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員に申し上げます。現在、小川一男議員の質疑中でございますが、回答が出そろうまで暫時休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 7 分 休憩

午後 3 時 4 3 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

8 番小川一男議員の質疑に対する答弁から始めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 小川議員の質疑にお答えいたします。

まず、ただいまの社会施設の使用料は役場庁舎内で全体的に検討した結果、その社会施設だけを値上げしたのかというような、値上げというか、使用料の改正をしたのかというような質疑だったと思いますけども、まず、そういう各施設、使用料をいただいている各施設の課長等といろいろ協議はしました。その結果ですね、ただ、そのほかの施設と社会教育施設では、ちょっと、管理状況だったり警備状況等も違うということから、なかなか今回の改正ということには至らなくて、まず、先ほど公民館長が申し上げましたように、管理の観点からできれば使用時間を10時から9時にしたいというようなお話があって、まずもって社会教育施設を4月から改正するということになりました。

それで、ほかの施設につきましては、今後ですね、警備状況だったり使用状況を踏まえながら、改定も、今後、検討していきたいということで考えております。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございませんか。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今、1時間あたりに改正して、ことにおいて、料金、今までの実績を踏まえた中で、料金はどのくらいの収益っていうかな、それらはどのように変わってんのか、見てるのか。お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 有料というような観点からということになります。私たち社会教育施設につきましては、いわゆる減免措置が多い団体、いわゆる町内の団体の使用料が非常に大きいということでございます。

実績を見ますと、全体ですね、件数の約1%ぐらいでの使用ということになりますので、料金自体についてはそれほど大きくですね、変更するということにはならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第35号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（天野秀実君） 日程第20、議案第35号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第35号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）は、令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き令和5年11月10日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、令和7年6月1日から施行されることとなりました。

改正内容は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに変えて拘禁刑を創設するなどの内容となっております。そのため、本町において関係する例規を改正する必要性が生じたため、整理条例を制定するものであります。

議案書123ページ並びに審議資料36ページをお開きください。

まず、色麻町職員の給与に関する条例の一部改正において、第16条の2第3号及び第4号、第16条の3第1項第1号及び同条第5項第1号中、それぞれ「禁固」とあるものを「拘禁刑」に改めるものであります。

審議資料38ページをお開きください。

次に、色麻町長、町議会議員等の職にあった者の礼遇に関する条例の一部改正においては、第5条中「禁固」を「拘禁刑」に改め、下の表の色麻町情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正においては第13条「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

議案書124ページにお戻りください。

附則になりますが、この条例の施行日は令和7年6月1日から施行するものであります。第2項・第3項では罰則の適用等に関する経過措置を、第4項では人の資格に関する経過措置を、第5項では色麻町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を定めております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。
よろしく願いいたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 35号関係ということで、審議資料を見ますと、基準日前1か月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日まで委嘱または拘禁刑に処された者がこいつに該当するっていう理解なんですけども、まず、それでいいのかどうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 「禁固」が「拘禁刑」となったということだけで、離職云々というのは変わりありませんので、このままでよろしいです。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今までのやつはあまり記憶してないんですけども、これを改めて見ますとね、要するに、「支給日まで拘禁刑以上の刑に処せられた者」という、この表現ということは、基準日までに拘禁刑以上に処せられなければ対象にならないというふうに理解していいんですか。何か刑事訴訟法で被疑者っていうんですか、そういう立場になった人間を全てこれに当てはめるんでなくて、あくまでも支給基準日に刑が確定した人間というふうに。基準日以降に確定した人には支払うというふうに解釈していいんですか。

○議長（天野秀実君） 工藤議員に申し上げますが、今、2問目の質問をもう一度お願いします。

○1番（工藤昭憲君） ここに、支給日の前日までに拘禁刑以上の刑に処せられた者については支給しないということをここにうたってるわけですよ。だから、それ以降に刑が確定した者については支払うという解釈でいいんですかっていうこと。分かりましたか。分かっていただけでしたでしょうか。非常に簡単に質疑してんですけども。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

工藤議員の質疑は、拘禁刑に確定しても期末手当が支給できるのですかというような質疑だったと思いますけども、ああ、基準日。ですが、この条文は、刑が確定したら期末手当の支給を一時差し止めることができるということになってますので、期限が過ぎたら支給できるということじゃなくて、逆に、刑が確定したら差し止めることができるというような条文でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） これをね、このまま読むと、前日までの間に拘禁刑以上に処せられた者という文言ですよ。だから、前日までの間に、だから、要するに基準日となる、支給日となる前日までに拘禁刑に処せられた者はしないというふうに解釈したんですけども、それ以降に確定した者については支払うんですかということなの、だから。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 工藤議員の御質問は、第16条の2で支給しないと、ここのとこ、すいません。ちょっと、どこの文言を言っているのかちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤議員、もう一度今の質疑を。

○1番（工藤昭憲君） 16条の2の3項です。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 今回の改正とはちょっと関係ない話ではあるんですけども、このちょっと審議資料だけを見ますと、16条の3の（1）で差し止めることができますよということをうたってますので、仮に支給日までに判決が確定していない場合は一旦差し止めるということをする。で、その上で、16条の2の（4）で、その後に確定した者にも払わないよということを規定しているの、工藤議員の懸念していることにはならないというような条文になっているというふうに御理解賜ればよろしいのではないかと思います。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後4時04分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

日程第21 議案第36号 色麻町道路線の変更について

○議長（天野秀実君） 日程第21、議案第36号色麻町道路線の変更についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第36号色麻町道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和7年度より宮城県王城寺原補償工事事務所が事業主体で実施いたします手倉ため池整備事業に伴い、区域内における町道認定路線を変更するものでございます。

審議資料の39ページを御覧ください。

図面番号①の寺沢手倉1号線ですが、起点、大字新原6番地から、終点、大字手倉7番地の1までの延長2,853.9メートルの区間を、起点は変わらず、新終点、大字当宝志21番地の5までとし、区間延長1,520.0メートルとするものです。

以上、道路法第10条第3項の規定に基づき認定路線の変更をいたしたく、御提案するものです。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第37号 色麻町道路線の認定について

○議長（天野秀実君） 日程第22、議案第37号色麻町道路線の認定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第37号色麻町道路線の認定について、提案理由の御

説明を申し上げます。

県営土地改良事業高城地区の基盤整備事業の換地が終了したことに伴い、事業区域内における町道認定路線を認定するものと、令和7年度より宮城県王城寺原補償工事事務所が事業主体で実施いたします手倉ため池整備事業に伴い、区域内における町道認定路線を認定するものでございます。

審議資料の40ページを御覧ください。

図面番号①ですが、起点、高城字北高城67番地の1から、終点、高城字八幡74番地の1までの総延長205.5メートルの区間とし、幅員は4メートルとなっており、路線番号を3424、路線名を北高城1号線とするものでございます。

図面番号②ですが、起点、高城字北高城3番地の2から、終点、高城字北高城120番地までの総延長173.5メートルの区間とし、幅員は2メートルとなっており、路線番号を3425、路線名を北高城2号線とするものでございます。

図面番号③ですが、起点、高城字新稲荷71番地から、終点、高城字細田29番地までの総延長302.3メートルの区間とし、幅員は3メートルとなっており、路線番号を3426、路線名を北高城3号線とするものでございます。

次のページをお開きください。

図面番号④ですが、起点、大字新手倉94番地の1から、終点、大字手倉7番地の1までの総延長479.7メートルの区間とし、幅員は3.0メートルとなっており、路線番号を3427、路線名を寺沢手倉1号線とするものでございます。

以上、道路法第8条第2項の規定に基づき認定路線の認定をいたしたく、御提案するものです。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 今回、寺沢手倉1号線、補償工事事務所の用水対策事業でため池ができるということで、ここが計画されている。その中で、先ほど前の36号で町道路線が約1,300メートルぐらい延長が減っていると。今回は479メートル、認定するということで、ここの道路のですね、ため池できた段階で、補償工事の計画なるんでしょうけども、どのような設計でこの道路が、最終的にはつながるのかどうか。廃止された部分ですね。分かる範囲でお願いします。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

寺沢手倉1号線ですけど、今回の新終点にしたところから本来であれば上って、図面で言いますと、39ページの下の管内図ですね。緑色の線の、左下の図面の緑色のちよつとくぼんだところあると思うんですけど、真ん中付近で。この辺までが実際的に令和7年度から仮設道路で幅員も変更なるということで1回認定から外し、この工事が終われ

ばその部分に関してはまた認定する予定でございます。その続きの今回の新路線の認定した路線ですね、までは、そこはもう道路じゃなくなるということでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 最終的には36号で言う新終点と旧終点ってありますよね。この道路は、今認定している37号の町道路線ですね。最終的にこれ、つながることにはなりませんか。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

この件でございますが、新路線のところまでとその間につきましては中抜けになるような状況でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） よろしいですか。白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） ため池の堤体とか、そういうのを利用してつながるような状況にもならないということなんですか。最終的にはそこがまるっきり抜けるということ。そういう考えでよろしいですか。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） すいませんでした。

その部分に関しては、ため池の管理道路になる予定です。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第47号 令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2請負変更契約の締結について

○議長（天野秀実君） 日程第23、議案第47号令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2請負変更契約の締結についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第47号令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2請負変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2につきましては、昨年9月18日に議決をいただき、請負金額1億8,590万円で第一工業株式会社東北支店と請負契約を締結し、現在施工中でございます。工事の内容に変更が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容について御説明いたします。

審議資料の1ページをお開き願います。

平面図、側面図でございますが、方位につきましては、図面上が北側です。図面の右側から御説明いたします。冷温水機U配管系統ですが、現場精査によりU配管の詰まりによる故障などを未然に防ぐために流量計取付の増工と、本工事の仕様書におきましてアスベスト調査を行い、発見された場合は発注者と協議を行い撤去処分をすることとしておりますので、今回、冷温水機配管取付部のパッキン部分から発見されましたので、撤去処分の増工をするものでございます。そのほかに現場精査によりポンプ配線形状の変更、図面左側の新設冷却塔のアンカー形状の変更により撤去新設など、合わせての増減となり、請負額210万3,200円の増額となったものであります。また、冷温水機発生器本体の納期が4月上旬になることから繰り越しての事業となりますが、早期完成を目指しております。

以上、請負額1億8,800万3,200円とする工事請負変更仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。御決のほどよろしくお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第48号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第10号）

○議長（天野秀実君） 日程第24、議案第48号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第48号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,260万円を減額し、予算総額を52億61万7,000円といたしました。

まず、歳入について申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金を100万円減額いたしました。このことにより、本年度の予算上の繰入額は2億5,100万円となります。

第22款町債は、3目民政債で保健福祉センター施設改修事業費の変更に伴い、1,160万円の減額となっております。

次に、歳出に移ります。

10ページを御覧ください。

第4款衛生費は、1項保健衛生費5目保健福祉センター管理費で保健福祉センター冷暖房設備改修工事管理業務委託料の変更に伴い27万円の減、保健福祉センター冷暖房設備改修工事費の確定に伴い1,262万2,000円の減、合計で1,289万2,000円の減額となっております。

第14款予備費は、29万2,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、議案書5ページにお戻り願います。

第2表繰越明許費補正ですが、第4款衛生費1項保健衛生費において保健福祉センター管理事業1億2,063万4,000円の1か件を翌年度に繰り越すものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表地方債補正ですが、工事費等の変更に伴い保健福祉センター施設改修事業債の限度額を2億2,510万円から2億1,350万円に変更するものでございます。

以上、令和6年度色麻町一般会計補正予算（第10号）の概要を申し上げますが、詳細につきましては款項を追っての質疑の際にお答えいたします。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案内容の御説明とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

追加議案書 9 ページ、歳入から入ります。

歳入。

19款繰入金 2 項基金繰入金。（「なし」の声あり）

22款町債 1 項町債。（「なし」の声あり）

次に、10ページ、歳出に入ります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。（「なし」の声あり）

14款予備費 1 項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、5 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、6 ページ、第 3 表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。議事の都合により 3 月 8 日及び 3 月 9 日の 2 日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、3月8日及び3月9日の2日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて延会します。

大変御苦労さまでした。

午後4時24分 延会
